

八潮市

# 子ども・ 子育て支援 事業計画

—平成27年度～平成31年度—

子どもも 親も 輝けるまち やしお



平成27年3月  
八潮市



## は し め に

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く地域や家庭環境が大きく変化する中で、共働き世帯は増加し、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しております。



こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「八潮市次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、平成22年には「八潮市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、地域において次代を担う子どもたちの健やかな成長や、その親が安心して子育てできる環境づくりを目指して、行政と地域社会全体で推進してまいりました。

また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月からスタートする新たな認定こども園制度や地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業などについては、平成25年12月に実施した「八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を勘案し、平成27年度から5年を1期とする「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画におきましては、「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念に掲げ、子育てを社会的に支援する体制を推進し、多様な保育需要を考慮した保育内容や地域における子育て支援事業の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを進め「住みやすさナンバー1のまち」を市民の皆様とともに築いてまいります。

最後に、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「八潮市子ども・子育て支援審議会」の皆様をはじめ「八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力をいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年 3月

八潮市長 大山 忍



# 目次

## 第1部 総論

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....            | 3  |
| 1 計画策定の趣旨 .....               | 3  |
| 2 計画の背景.....                  | 4  |
| 3 計画の位置づけ .....               | 5  |
| 4 計画期間.....                   | 6  |
| 5 計画の策定体制 .....               | 6  |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....       | 9  |
| 1 人口動態と子ども世帯.....             | 9  |
| 2 少子化の動向.....                 | 12 |
| 3 保育環境・教育環境の状況 .....          | 20 |
| 4 子育て支援事業の提供体制 .....          | 21 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....           | 25 |
| 1 計画の基本理念 .....               | 25 |
| 2 新制度の全体像 .....               | 26 |
| 3 新制度の事業体系 .....              | 27 |
| 4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計..... | 30 |
| 5 教育・保育の提供区域.....             | 31 |
| 6 計画期間における児童人口推計 .....        | 31 |

## 第2部 各論

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| 第1章 子ども・子育て支援の新たな取組.....                            | 35 |
| 1 幼児期の教育・保育の提供 .....                                | 35 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の提供.....                             | 41 |
| 3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....                  | 54 |
| 4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....         | 55 |
| 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う<br>施策との連携..... | 56 |
| 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立がはかられるようにするために必要な雇用 .....        | 58 |
| 7 妊娠・出産・育児までの切れ目のない保健対策.....                        | 58 |
| 8 子ども週末活動等の支援.....                                  | 60 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第2章 計画の推進体制 .....            | 63 |
| 1 計画の推進 .....                | 63 |
| 2 計画の進行管理 .....              | 63 |
| 資料編 .....                    | 67 |
| 1 子ども・子育て支援法の抜粋 .....        | 67 |
| 2 用語解説 .....                 | 71 |
| 3 八潮市子ども・子育て支援審議会 .....      | 74 |
| 4 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部 .....  | 80 |
| 5 八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会 ..... | 83 |
| 6 八潮市子ども・子育て支援事業計画策定経緯 ..... | 85 |

# 第1部 総論



## 第1章

計画策定にあたって





# だいしょう けいかくさくてい 第1章 計画策定にあたって

## 1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

本市では平成17年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

しかし、首都圏などでは待機児童対策や子育てと仕事が両立できる環境の整備充実が求められています。

また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

このような状況の中、国ではすべての子どもの良質な環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」いわゆる子ども・子育て関連3法が

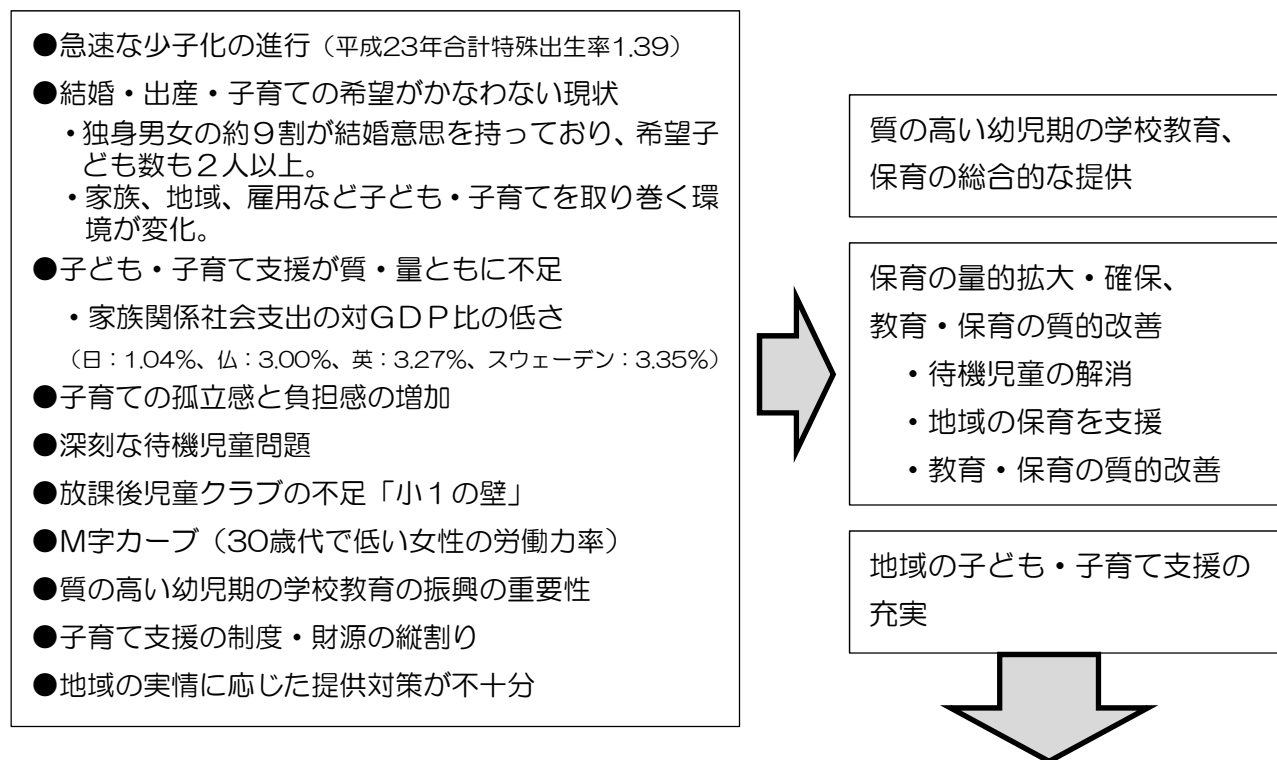
成立しました。これにより、『子ども・子育て支援新制度』が平成27年度からスタートします。

こうしたことから、本市においても安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となった背景について、国では以下の諸点をまとめています。

図表1-1-1 計画の背景



課題への解決策として、「①幼保一元化」「②待機児童の解消」「③地域で支える教育・保育」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」に基づく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

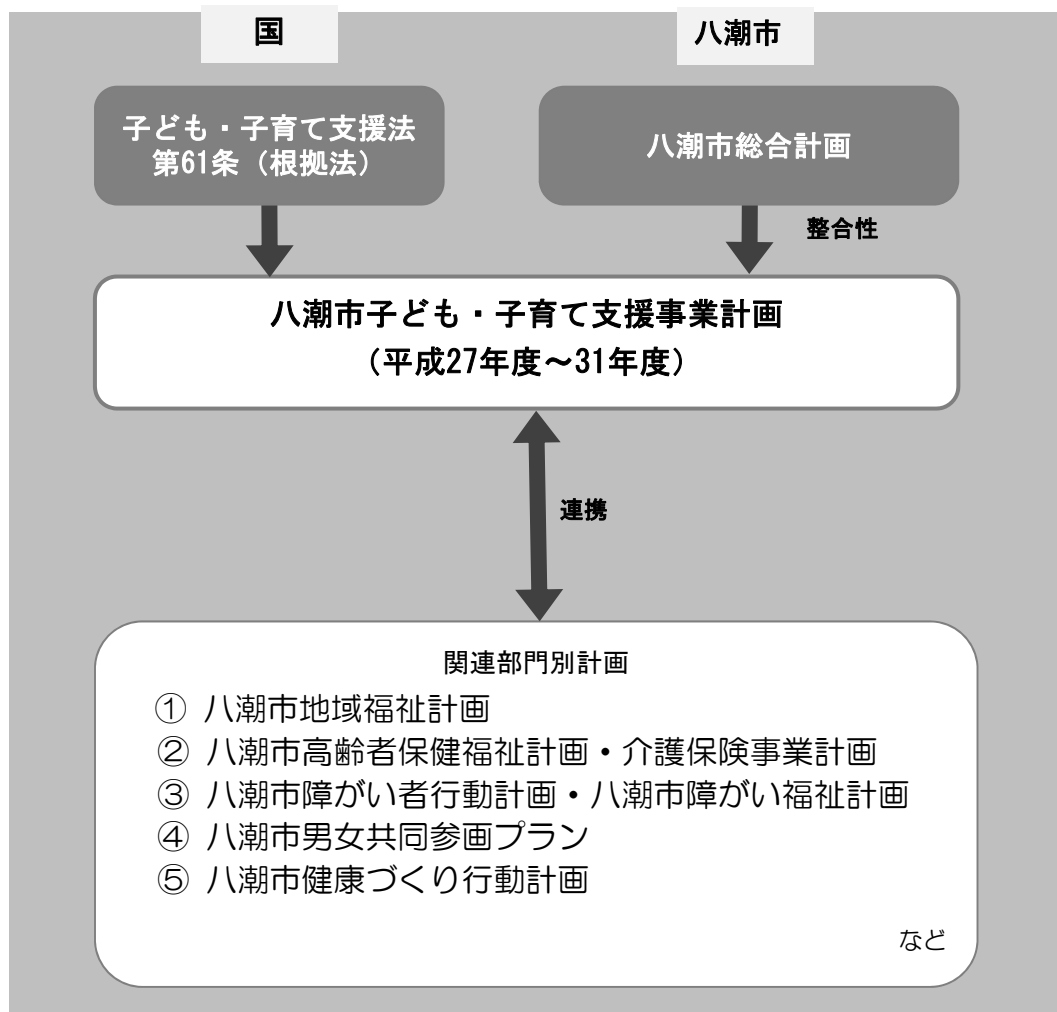
### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

#### 〔子ども・子育て支援法の基本理念〕

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図表1-1-2 上位計画、関連法案との関係



## 第1部 総論

### 4 計画期間<sup>けいかくきかん</sup>

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。

図表1-1-3 計画期間



### 5 計画の策定体制<sup>けいかく さくていたいせい</sup>

#### (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者3,000人に対し子育てに関わるニーズを把握するために、平成25年12月にニーズ調査を実施しました。

#### (2) 八潮市子ども・子育て支援審議会の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、八潮市子ども・子育て支援審議会を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

「八潮市パブリックコメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。



## 第2章

### 子ども・子育てを取り巻く状況



# 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 人口動態と子ども世帯

### (1) 総人口と年少人口の推移

八潮市の人口は、平成25年1月1日現在、84,155人で平成19年から増加傾向で推移しています。

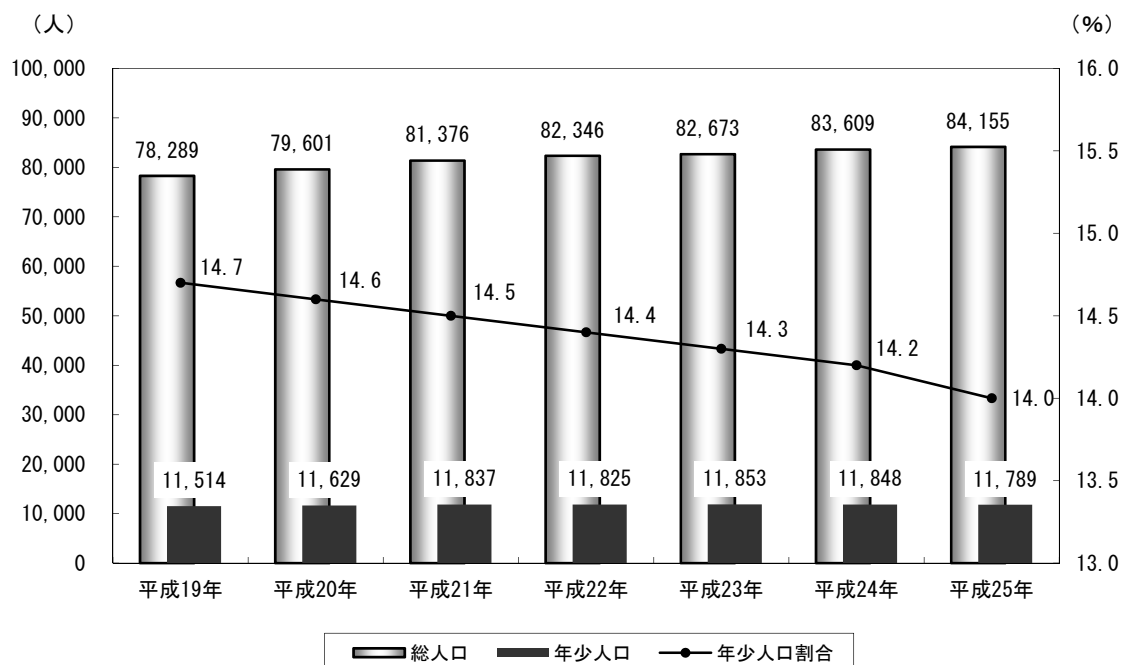
年少人口（15歳未満）は、平成21年までは増加傾向で推移し、それから増減を繰り返す、平成25年では11,789人と減少に転じ、年少人口割合も14.0%となり減少傾向で推移しています。

図表1-2-1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

|                 | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口             | 78,289 | 79,601 | 81,376 | 82,346 | 82,673 | 83,609 | 84,155 |
| 年少人口<br>(15歳未満) | 11,514 | 11,629 | 11,837 | 11,825 | 11,853 | 11,848 | 11,789 |
| 年少人口割合          | 14.7   | 14.6   | 14.5   | 14.4   | 14.3   | 14.2   | 14.0   |

資料：埼玉県年齢3区分人口(各年1月1日現在)



## (2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

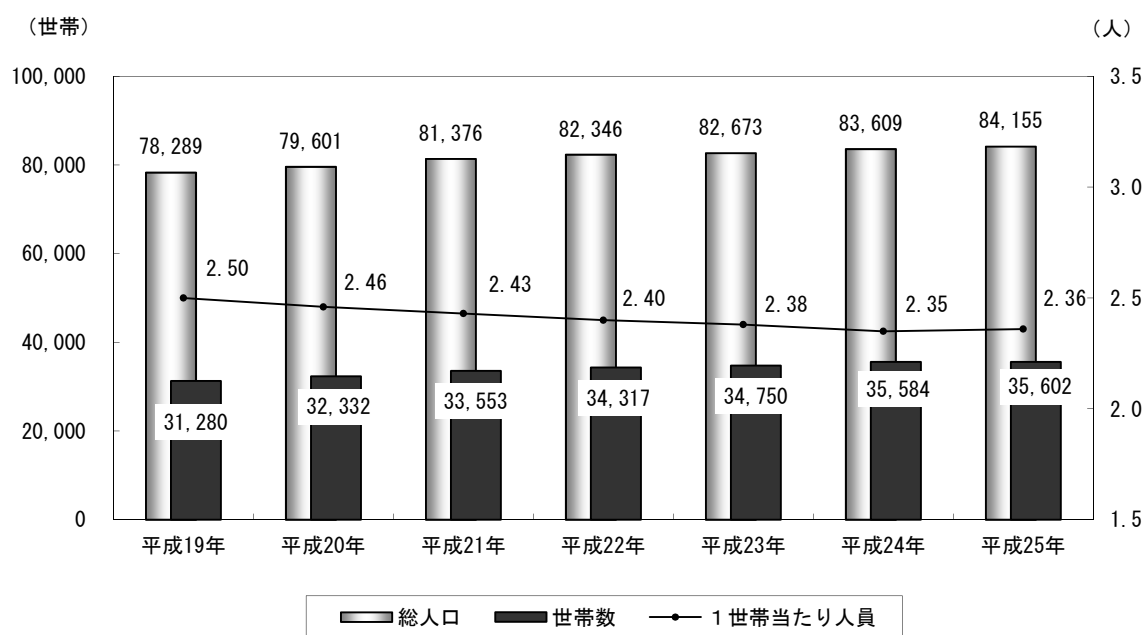
世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、35,602世帯で平成19年から4,322世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成25年1月現在の1世帯あたりの人員は2.36人で核家族化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

|          | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口      | 78,289 | 79,601 | 81,376 | 82,346 | 82,673 | 83,609 | 84,155 |
| 世帯数      | 31,280 | 32,332 | 33,553 | 34,317 | 34,750 | 35,584 | 35,602 |
| 1世帯あたり人員 | 2.50   | 2.46   | 2.43   | 2.40   | 2.38   | 2.35   | 2.36   |

資料：埼玉県第1表 市区町村別一町（丁）字別世帯数及び男女別人口（各年1月1日現在）





## (3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、平成22年時点の核家族世帯（19,813世帯）は、総世帯数（32,411世帯）の61.1%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の54.2%が「夫婦と子ども」の世帯、14.9%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

図表1-2-3 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

| 家族類型別世帯数                    | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 6歳未満<br>親族のい<br>る世帯（再<br>掲） | 18歳未満<br>親族のい<br>る世帯（再<br>掲） |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|------------------------------|
| 総数                          | 24,556 | 25,895 | 27,281 | 32,411 | 3,636                       | 8,296                        |
| A 親族世帯                      | 19,472 | 20,013 | 20,473 | 22,583 | 3,617                       | 8,225                        |
| I 核家族世帯                     | 16,674 | 17,215 | 17,578 | 19,813 | 3,144                       | 6,865                        |
| (1)夫婦のみ                     | 3,311  | 4,215  | 4,940  | 6,123  | —                           | —                            |
| (2)夫婦と子ども                   | 11,639 | 10,955 | 10,214 | 10,730 | 2,982                       | 6,047                        |
| (3)男親と子ども                   | 451    | 450    | 517    | 624    | 19                          | 131                          |
| (4)女親と子ども                   | 1,273  | 1,595  | 1,907  | 2,336  | 143                         | 687                          |
| II その他の親族世帯                 | 2,798  | 2,798  | 2,895  | 2,770  | 473                         | 1,360                        |
| (5)夫婦と両親                    | 97     | 86     | 119    | 102    | —                           | —                            |
| (6)夫婦とひとり親                  | 189    | 240    | 249    | 269    | —                           | —                            |
| (7)夫婦、子どもと両親                | 647    | 604    | 527    | 446    | 126                         | 335                          |
| (8)夫婦、子どもとひとり親              | 1,012  | 954    | 925    | 849    | 152                         | 464                          |
| (9)夫婦と他の親<br>（親、子どもを含まない）   | 49     | 56     | 62     | 73     | 2                           | 15                           |
| (10)夫婦、子どもと他の親<br>族（親を含まない） | 157    | 196    | 289    | 284    | 55                          | 224                          |
| (11)夫婦、親と他の親族（子<br>どもを含まない） | 66     | 64     | 81     | 74     | 7                           | 13                           |
| (12)夫婦、子ども、親と他<br>の親族       | 285    | 239    | 201    | 172    | 88                          | 144                          |
| (13)兄弟姉妹のみ                  | 130    | 143    | 161    | 175    | —                           | 5                            |
| (14)他に分類されない親族<br>世帯        | 166    | 216    | 281    | 326    | 43                          | 160                          |
| B 非親族世帯                     | 91     | 163    | 197    | 406    | 19                          | 42                           |
| C 単独世帯                      | 4,993  | 5,719  | 6,611  | 9,422  | —                           | 29                           |

資料：国勢調査

## 第1部 総論

## 2 少子化の動向

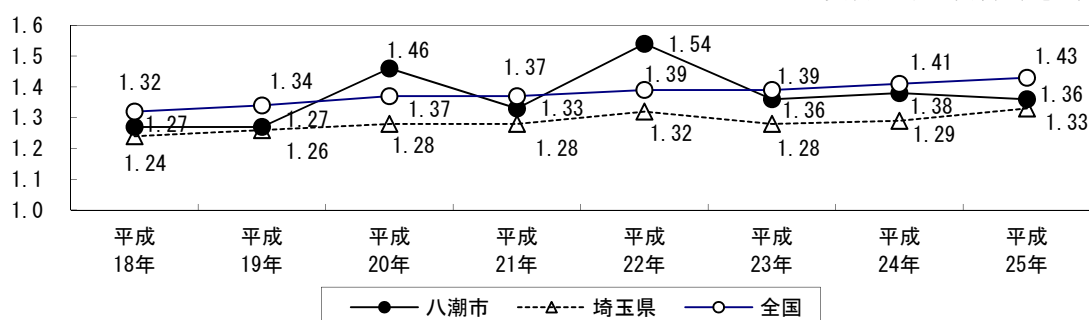
### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成22年には1.54まで上昇しましたが、その後増減を繰り返し、平成25年では1.36と県を上回っていますが、全国の1.43に比べると下回っています。

図表1-2-4 合計特殊出生率の推移

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 八潮市 | 1.27  | 1.27  | 1.46  | 1.33  | 1.54  | 1.36  | 1.38  | 1.36  |
| 埼玉県 | 1.24  | 1.26  | 1.28  | 1.28  | 1.32  | 1.28  | 1.29  | 1.33  |
| 全国  | 1.32  | 1.34  | 1.37  | 1.37  | 1.39  | 1.39  | 1.41  | 1.43  |

資料：埼玉県保健統計年報



### (2) 出生数、出生率の推移

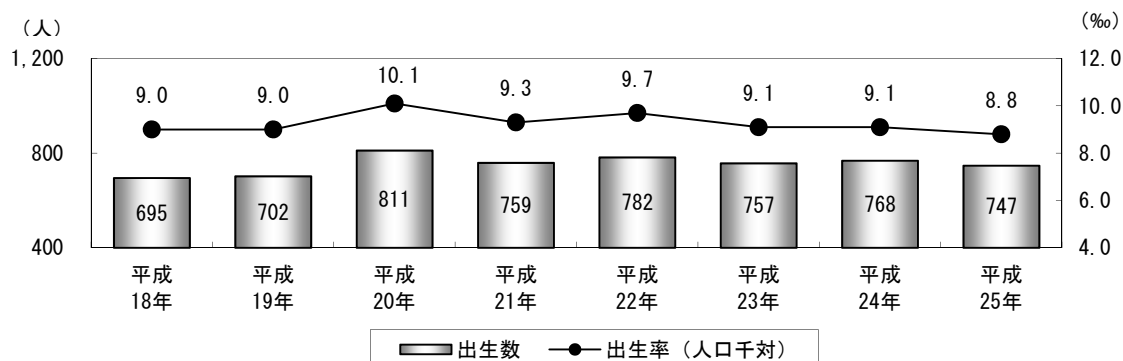
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成20年から減少傾向に転じ、平成25年時点では747人、出生率（人口千人あたり）は8.8‰（パーミル）で近年では最も低くなっています。

図表1-2-5 出生数、出生率の推移

単位：人：‰（パーミル、千分率）

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 695   | 702   | 811   | 759   | 782   | 757   | 768   | 747   |
| 出生率 | 9.0   | 9.0   | 10.1  | 9.3   | 9.7   | 9.1   | 9.1   | 8.8   |

資料：埼玉県保健統計年報



### (3) 出生率の推移の比較

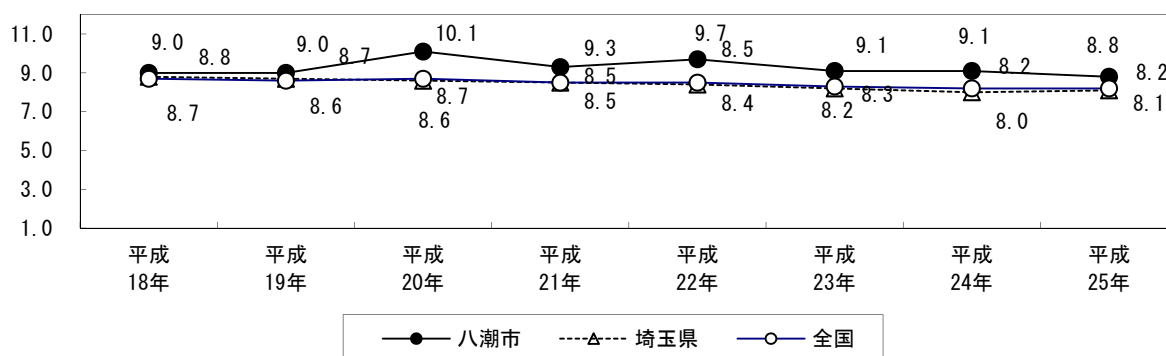
出生率（人口千人あたり）の推移を全国、県と比較すると、平成17年以降は国及び県を上回って推移しています。

図表1-2-6 出生率の推移の比較

単位：‰（パーミル、千分率）

|     | 平成<br>18年 | 平成<br>19年 | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 八潮市 | 9.0       | 9.0       | 10.1      | 9.3       | 9.7       | 9.1       | 9.1       | 8.8       |
| 埼玉県 | 8.8       | 8.7       | 8.6       | 8.5       | 8.4       | 8.2       | 8.0       | 8.1       |
| 全 国 | 8.7       | 8.6       | 8.7       | 8.5       | 8.5       | 8.3       | 8.2       | 8.2       |

資料：埼玉県保健統計年報



# (4) 未婚率の推移と比較（男性）

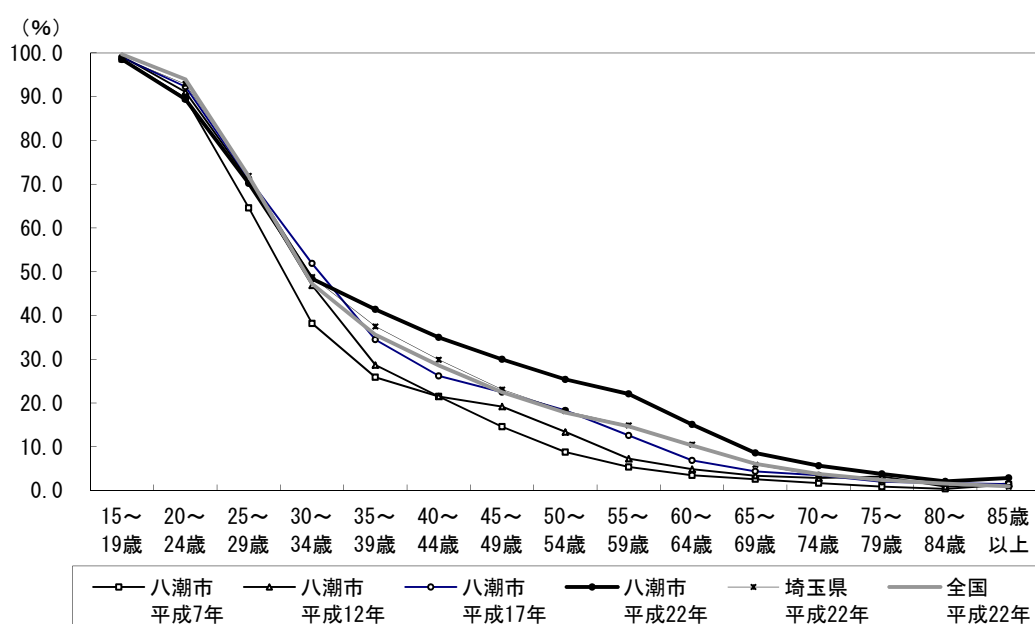
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.4%、35～39歳では41.4%となっており、40歳代では3人に1人は未婚者となっています。また35歳以上では各年代において県及び全国に比べると高くなっています。

図表1-2-7 未婚率の推移の比較（男性）

単位：％

|        | 八潮市  |       |       |       | 埼玉県   | 全国    |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 15～19歳 | 98.6 | 99.2  | 99.0  | 98.5  | 98.9  | 99.7  |
| 20～24歳 | 89.7 | 91.1  | 92.3  | 89.4  | 92.9  | 94.0  |
| 25～29歳 | 64.6 | 70.9  | 71.3  | 70.2  | 71.9  | 71.8  |
| 30～34歳 | 38.2 | 46.9  | 51.9  | 48.4  | 48.8  | 47.3  |
| 35～39歳 | 25.9 | 28.7  | 34.5  | 41.4  | 37.5  | 35.6  |
| 40～44歳 | 21.5 | 21.5  | 26.2  | 35.0  | 29.9  | 28.6  |
| 45～49歳 | 14.6 | 19.2  | 22.5  | 30.0  | 23.1  | 22.5  |
| 50～54歳 | 8.8  | 13.4  | 18.3  | 25.4  | 18.2  | 17.8  |
| 55～59歳 | 5.4  | 7.3   | 12.6  | 22.1  | 14.9  | 14.7  |
| 60～64歳 | 3.5  | 4.9   | 6.9   | 15.1  | 10.5  | 10.3  |
| 65～69歳 | 2.6  | 3.4   | 4.4   | 8.6   | 5.9   | 6.1   |
| 70～74歳 | 1.7  | 2.9   | 3.5   | 5.7   | 3.4   | 3.8   |
| 75～79歳 | 0.9  | 3.2   | 2.0   | 3.8   | 2.2   | 2.4   |
| 80～84歳 | 0.4  | 0.9   | 1.7   | 2.1   | 1.6   | 1.6   |
| 85歳以上  | 1.4  | 1.6   | 1.5   | 2.9   | 0.9   | 1.0   |

資料：国勢調査



## (5) 未婚率の推移と比較（女性）

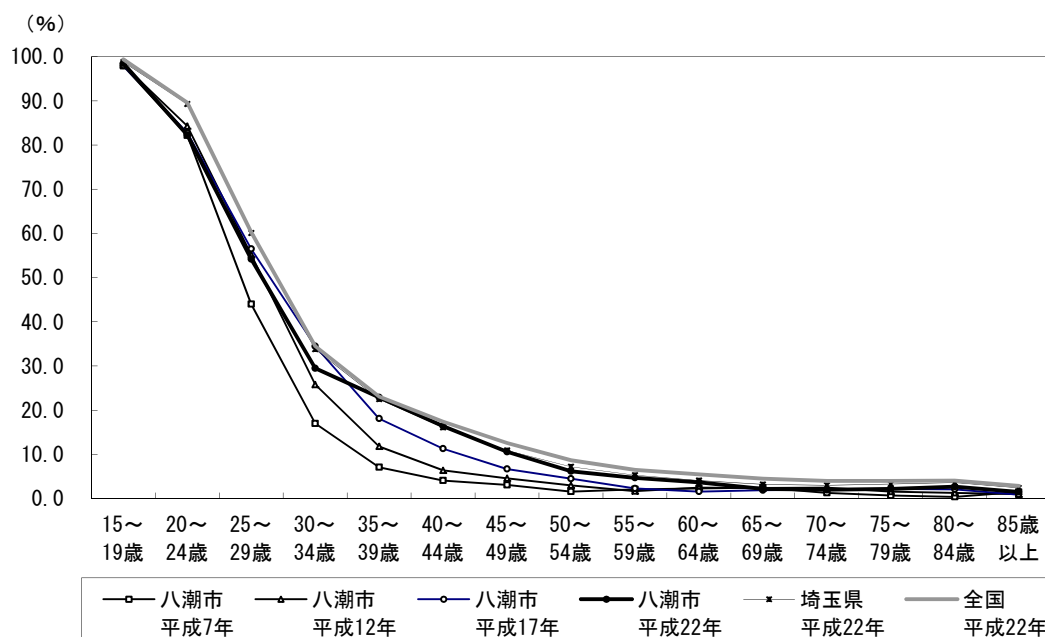
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で29.5%、35～39歳が22.9%となっており、平成7年からの推移でみると特に、30～39歳の未婚率が高くなっており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-8 未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

|        | 八潮市  |       |       |       | 埼玉県   | 全国    |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 15～19歳 | 97.9 | 98.2  | 98.0  | 98.5  | 98.8  | 99.4  |
| 20～24歳 | 82.2 | 84.3  | 82.8  | 82.3  | 89.3  | 89.6  |
| 25～29歳 | 44.0 | 55.2  | 56.5  | 54.2  | 60.1  | 60.3  |
| 30～34歳 | 17.0 | 25.8  | 34.5  | 29.5  | 33.8  | 34.5  |
| 35～39歳 | 7.1  | 11.8  | 18.1  | 22.9  | 22.5  | 23.1  |
| 40～44歳 | 4.1  | 6.4   | 11.3  | 16.4  | 16.1  | 17.4  |
| 45～49歳 | 3.1  | 4.6   | 6.7   | 10.6  | 10.9  | 12.6  |
| 50～54歳 | 1.6  | 3.0   | 4.5   | 6.2   | 7.2   | 8.7   |
| 55～59歳 | 2.1  | 1.7   | 2.3   | 4.7   | 5.3   | 6.5   |
| 60～64歳 | 2.3  | 2.5   | 1.6   | 3.7   | 4.1   | 5.5   |
| 65～69歳 | 2.5  | 2.4   | 1.9   | 2.2   | 3.2   | 4.5   |
| 70～74歳 | 1.3  | 2.5   | 2.0   | 2.0   | 3.0   | 4.0   |
| 75～79歳 | 0.7  | 1.6   | 2.2   | 2.2   | 3.3   | 4.0   |
| 80～84歳 | 0.4  | 1.3   | 2.1   | 2.7   | 3.6   | 4.1   |
| 85歳以上  | 1.5  | 1.0   | 0.9   | 1.5   | 2.4   | 2.9   |

資料：国勢調査



## (6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

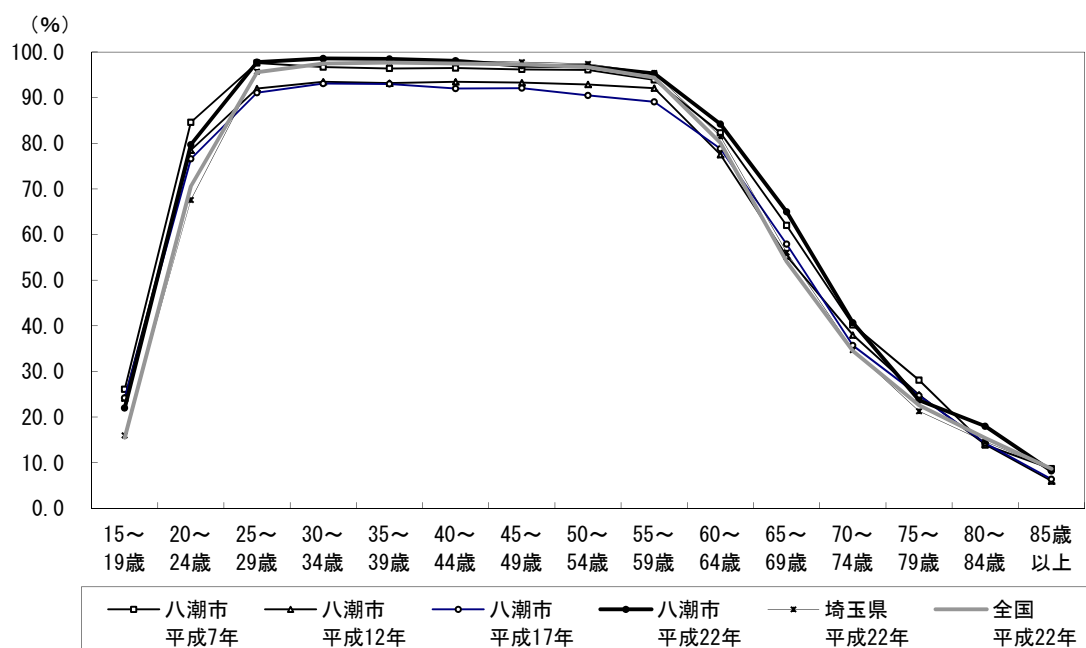
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、25～49歳では97%以上で、県及び全国とほぼ同水準となっています。平成17年時点と比較してもおおむね各年齢層で高くなっています。

図表1-2-9 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：％

|        | 八潮市  |       |       |       | 埼玉県   | 全国    |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 15～19歳 | 26.1 | 24.2  | 24.2  | 22.0  | 16.0  | 15.5  |
| 20～24歳 | 84.6 | 78.5  | 76.6  | 79.7  | 67.6  | 70.6  |
| 25～29歳 | 97.6 | 92.0  | 91.1  | 97.8  | 95.7  | 95.6  |
| 30～34歳 | 96.7 | 93.5  | 93.1  | 98.6  | 97.7  | 97.5  |
| 35～39歳 | 96.4 | 93.2  | 93.0  | 98.5  | 97.9  | 97.7  |
| 40～44歳 | 96.5 | 93.5  | 92.0  | 98.1  | 98.0  | 97.5  |
| 45～49歳 | 96.2 | 93.3  | 92.1  | 97.0  | 97.8  | 97.3  |
| 50～54歳 | 96.1 | 92.9  | 90.5  | 96.9  | 97.4  | 96.7  |
| 55～59歳 | 93.9 | 92.1  | 89.1  | 95.3  | 95.4  | 94.4  |
| 60～64歳 | 82.3 | 77.5  | 78.8  | 84.2  | 81.5  | 80.1  |
| 65～69歳 | 62.0 | 55.3  | 57.9  | 65.0  | 56.1  | 54.1  |
| 70～74歳 | 40.2 | 38.0  | 35.7  | 40.7  | 34.7  | 34.5  |
| 75～79歳 | 28.1 | 24.9  | 24.7  | 23.7  | 21.3  | 22.6  |
| 80～84歳 | 13.9 | 14.0  | 14.3  | 18.0  | 14.6  | 15.4  |
| 85歳以上  | 8.7  | 6.0   | 6.4   | 8.2   | 8.7   | 8.7   |

資料：国勢調査



## (7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

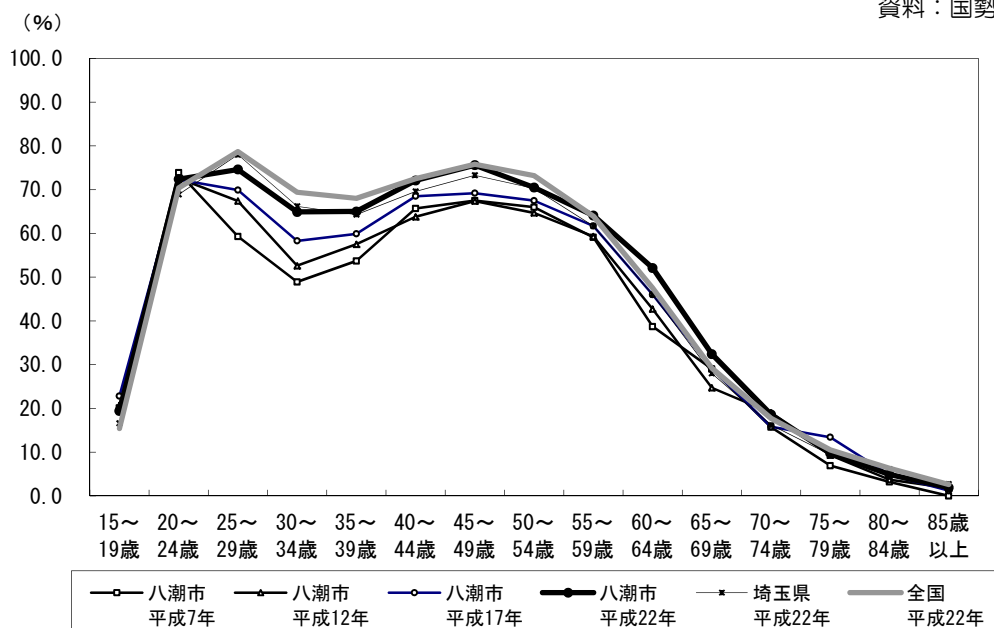
国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、30～39歳の約65%となっており全国より下回るものの、県とは同水準となっています。また、40～54歳では7割以上が就労しています。平成17年と比較するとおおむね各年齢層において労働力率は高くなっています。

図表1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

|        | 八潮市  |       |       |       | 埼玉県   | 全国    |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 15～19歳 | 20.1 | 20.7  | 22.8  | 19.4  | 16.6  | 15.4  |
| 20～24歳 | 73.9 | 72.6  | 72.3  | 72.4  | 68.9  | 70.4  |
| 25～29歳 | 59.3 | 67.4  | 69.9  | 74.6  | 78.0  | 78.7  |
| 30～34歳 | 48.9 | 52.6  | 58.3  | 64.9  | 66.2  | 69.4  |
| 35～39歳 | 53.7 | 57.5  | 59.9  | 65.0  | 64.3  | 68.0  |
| 40～44歳 | 65.7 | 63.8  | 68.5  | 72.1  | 69.6  | 72.5  |
| 45～49歳 | 67.5 | 67.4  | 69.2  | 75.6  | 73.3  | 75.8  |
| 50～54歳 | 66.0 | 64.7  | 67.5  | 70.5  | 70.3  | 73.2  |
| 55～59歳 | 59.1 | 59.3  | 61.7  | 64.1  | 61.7  | 63.9  |
| 60～64歳 | 38.7 | 42.7  | 46.0  | 52.1  | 46.0  | 47.5  |
| 65～69歳 | 29.0 | 24.7  | 29.1  | 32.4  | 28.0  | 29.2  |
| 70～74歳 | 15.7 | 19.0  | 15.8  | 18.6  | 16.2  | 17.7  |
| 75～79歳 | 6.9  | 9.3   | 13.4  | 9.7   | 9.4   | 10.5  |
| 80～84歳 | 3.2  | 3.7   | 4.8   | 4.9   | 6.1   | 6.3   |
| 85歳以上  | 0.0  | 1.8   | 1.2   | 1.9   | 2.7   | 2.6   |

資料：国勢調査



# (8) 母の年齢別出生数の推移

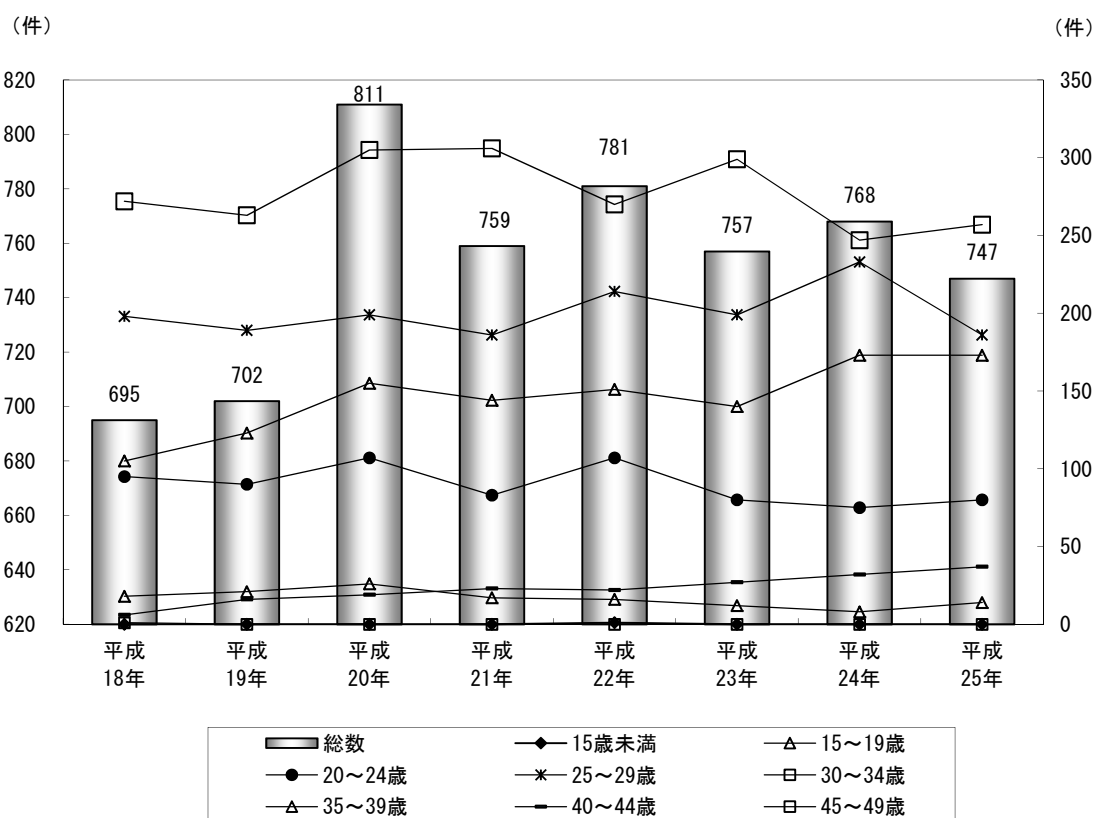
平成25年の母の年齢別出生数をみると、30～34歳の出生数が257人で最も多く、次いで25～29歳の186人となっています。

図表1-2-11 母の年齢別出生数の推移

単位：人

|        | 平成<br>18年 | 平成<br>19年 | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数     | 695       | 702       | 811       | 759       | 781       | 757       | 768       | 747       |
| 15歳未満  | —         | —         | —         | —         | 1         | —         | —         | —         |
| 15～19歳 | 18        | 21        | 26        | 17        | 16        | 12        | 8         | 14        |
| 20～24歳 | 95        | 90        | 107       | 83        | 107       | 80        | 75        | 80        |
| 25～29歳 | 198       | 189       | 199       | 186       | 214       | 199       | 233       | 186       |
| 30～34歳 | 272       | 263       | 305       | 306       | 270       | 299       | 247       | 257       |
| 35～39歳 | 105       | 123       | 155       | 144       | 151       | 140       | 173       | 173       |
| 40～44歳 | 6         | 16        | 19        | 23        | 22        | 27        | 32        | 37        |
| 45～49歳 | 1         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 不詳     | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |

資料：埼玉県保健統計年報





## (9) 婚姻数、婚姻率の推移

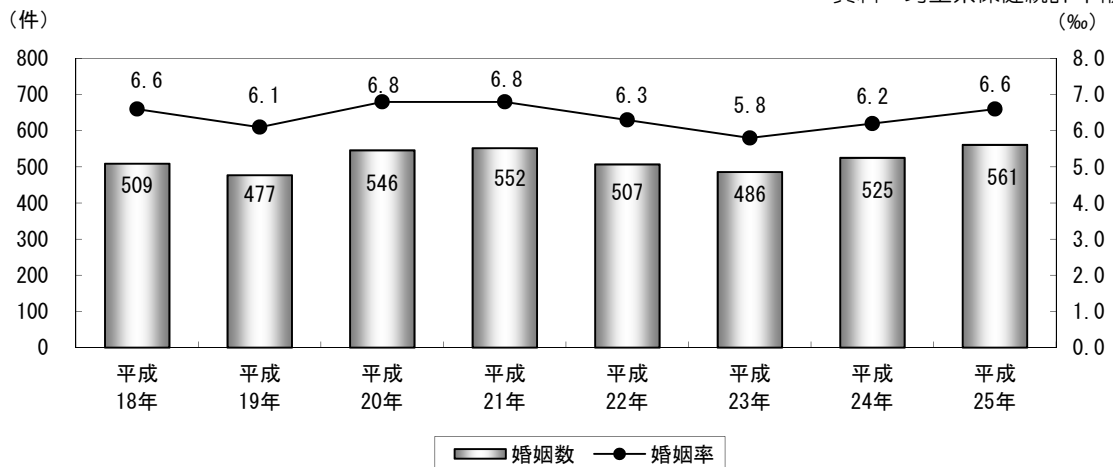
婚姻数は、平成18年の509件から増減を繰り返し、平成25年時点では、561件で近年では最も多くなっています。婚姻率（人口千人あたり）は6.6‰（パーミル）となっています。

図表1-2-12 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰（パーミル）

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻数 | 509   | 477   | 546   | 552   | 507   | 486   | 525   | 561   |
| 婚姻率 | 6.6   | 6.1   | 6.8   | 6.8   | 6.3   | 5.8   | 6.2   | 6.6   |

資料：埼玉県保健統計年報



## (10) 離婚数、離婚率の推移

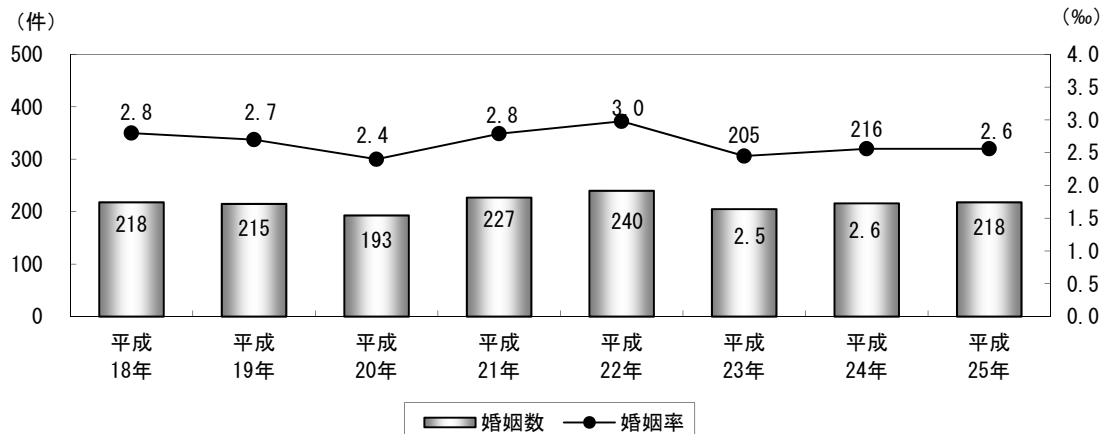
離婚数は、平成22年の240件から減少し、平成25年時点では218件となっています。離婚率（人口千人あたり）は2.6‰（パーミル）となっています。

図表1-2-13 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰（パーミル）

|           | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 離婚数       | 218   | 215   | 193   | 227   | 240   | 205   | 216   | 218   |
| 離婚率（人口千対） | 2.8   | 2.7   | 2.4   | 2.8   | 3.0   | 2.5   | 2.6   | 2.6   |

資料：埼玉県保健統計年報



## 第1部 総論

### 3 保育環境・教育環境の状況

#### (1) 保育所入所児童数

図表1-2-14 保育所入所児童数

単位：人

|       | 0歳 | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 計   |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成21年 | 36 | 80  | 121 | 141 | 147 | 155 | 680 |
| 平成22年 | 37 | 81  | 121 | 138 | 152 | 144 | 673 |
| 平成23年 | 43 | 93  | 142 | 149 | 146 | 157 | 730 |
| 平成24年 | 43 | 100 | 132 | 156 | 170 | 150 | 751 |
| 平成25年 | 56 | 123 | 155 | 153 | 159 | 169 | 815 |

各年4月1日現在

#### (2) 保育所待機児童数

図表1-2-15 保育所待機児童数

単位：人

|       | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計  |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 平成21年 | 12 | 32 | 0  | 1  | 0  | 0  | 45 |
| 平成22年 | 18 | 23 | 5  | 0  | 0  | 0  | 46 |
| 平成23年 | 19 | 23 | 6  | 0  | 0  | 0  | 48 |
| 平成24年 | 8  | 38 | 1  | 2  | 0  | 0  | 49 |
| 平成25年 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

各年4月1日現在

#### (3) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

図表1-2-16 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

単位：人

|           | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入園児童数（私立） | 1,393  | 1,397  | 1,419  | 1,507  | 1,500  |
| 入園児童数（公立） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

各年3月末現在

#### (4) 学童保育所入所児童数

図表1-2-17 学童保育所入所児童数

単位：人

|       | わか<br>くさ | おお<br>そね | やわた | やなぎ<br>のみや | おおげ | だい<br>ばら | はち<br>じょう | どん<br>ぐり | ひま<br>わり | はちじ<br>ょうき<br>た | 合計  |
|-------|----------|----------|-----|------------|-----|----------|-----------|----------|----------|-----------------|-----|
| 平成21年 | 78       | 50       | 51  | 26         | 44  | 68       | 34        | 68       | 33       | 30              | 482 |
| 平成22年 | 74       | 47       | 60  | 28         | 49  | 66       | 32        | 57       | 15       | 35              | 463 |
| 平成23年 | 73       | 56       | 57  | 33         | 54  | 67       | 25        | 46       | 17       | 31              | 459 |
| 平成24年 | 53       | 47       | 55  | 39         | 66  | 55       | 29        | 46       | 20       | 21              | 431 |
| 平成25年 | 50       | 41       | 61  | 44         | 64  | 60       | 23        | 54       | 19       | 22              | 438 |

各年4月1日現在

## 4 こそだ しえんじぎょう ていきょうたいせい 子育て支援事業の提供体制

### (1) 子育て支援事業の提供体制

図表1-2-18 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

| 子育て支援サービス事業名 |                          | 施設数等 | 定員数（人） |
|--------------|--------------------------|------|--------|
| 1            | 幼児期の学校教育事業               |      |        |
|              | 幼稚園                      | 6    | 1,775  |
|              | 認定こども園                   | 0    | 0      |
| 2            | 幼児期の保育事業                 |      |        |
|              | 認可保育所                    | 12   | 966    |
|              | 家庭的保育                    | 0    | 0      |
|              | 居宅訪問型保育                  | 0    | 0      |
|              | 事業所内保育所                  | 0    | 0      |
|              | 家庭保育室                    | 2    | 29     |
|              | 認可外保育施設                  | 4    | 312    |
| 3            | 地域の子育て支援事業               |      |        |
|              | 子育て短期支援事業                | 0    | 0      |
|              | 地域子育て支援拠点事業              | 6    | -      |
|              | 一時預かり事業                  | -    | -      |
|              | 病児・病後児保育事業               | 0    | 0      |
|              | ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員） | 1    | -      |
|              | 放課後児童クラブ（学童保育）           | 10   | 490    |





## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 けいかく きほんりねん 計画の基本理念



## 子どもも 親も 輝けるまち やしお

八潮市は、つくばエクスプレスが開業してから10年近くが経過し、八潮駅周辺における市街地整備の進捗に伴い、子育て世帯の流入や市外通勤者の増加、核家族化の進行、女性の社会参加意識の高揚や就労形態の多様化などにより、保育需要が増加しています。

また、少子化が大きな社会問題となっている中で、平成27年度に「子ども・子育て支援法」が施行されることから、子育てを社会的に支援し、安心して子どもを産み、育てる環境を整えていく必要があります。

子育て支援における主役は、子ども自身であり、子育てをする親です。

「子どもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」共生の環境を地域が見守り、支援することにより安全・安心でいきいきと子どもを生き育てられると考えます。

このようなことから、八潮市では、「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念に掲げ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

### 八潮市子ども憲章

水と緑に恵まれた八潮市に生きる私たちは、輝かしい未来と無限の可能性に向かい健やかに成長していくことを誓い、ここに「八潮市子ども憲章」を定めます。

健康・命 わたしたちは、ひとつしかない尊い命を大切にし、明るく健康な生活をします。  
思いやり わたしたちは、いつも友だちや周囲の人に対する思いやりの心と感謝の心を持ち続けます。

家 族 わたしたちは、かけがえのない家族を大切にし、協力しあい助け合います。

夢・希望 わたしたちは、大きな夢や希望を持ち、自ら進んで自分の道を切り開いていきます。

環 境 わたしたちは、このまちの豊かな自然を大切にし、環境にやさしい生活をします。

## 2 しんせいど ぜんたいぞう 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図表1-3-1 新制度のポイント

### ◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府資料



3 <sup>しんせいど</sup> <sup>じぎょうたいけい</sup> 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

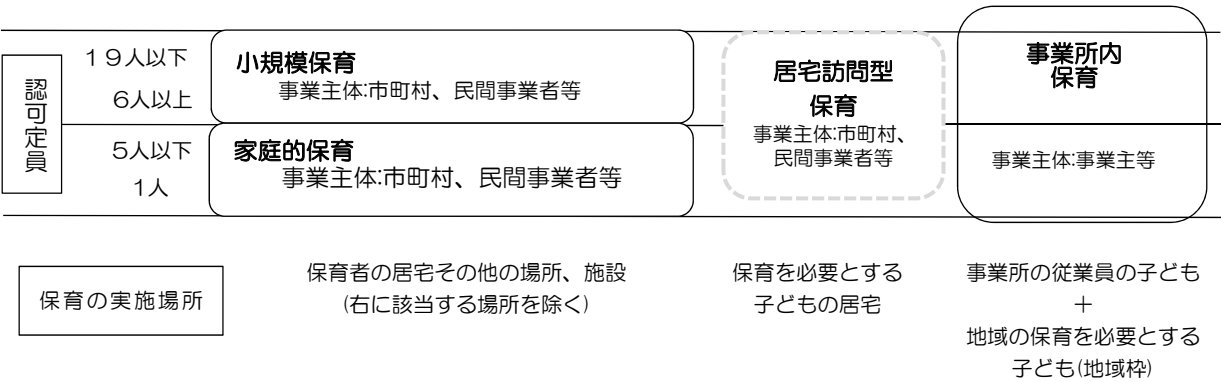
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表1-3-2 地域型保育事業の構成



資料：内閣府資料

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図表1-3-3 新制度における事業の体系



### (3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

#### ■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表1-3-4 認定区分

| 認定区分 | 対象者                                        | 対象施設                     |
|------|--------------------------------------------|--------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども<br>(保育の必要性なし)          | 幼稚園<br>認定こども園            |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども<br>(保育を必要とする子ども) | 保育所<br>認定こども園            |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども<br>(保育を必要とする子ども) | 保育所<br>認定こども園<br>地域型保育事業 |

#### ■認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について条例・規則を制定します。

図表1-3-5 認定基準

|      |                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 由  | ①就労<br>フルタイム※ <sup>1</sup> のほか、パートタイム※ <sup>2</sup> 、夜間の就労など基本的にすべての就労<br>②就労以外の事由<br>保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等                                                 |
| 区 分※ | ①保育標準時間<br>主にフルタイム※ <sup>1</sup> の就労を想定した長時間利用<br>(11時間の利用)<br>②保育短時間<br>主にパートタイム※ <sup>2</sup> の就労を想定した短時間利用<br>( 8時間の利用)<br>(本市では、パートタイム※ <sup>2</sup> 等の下限時間を64時間以上と設定) |
| 優先利用 | ○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等                                                                                                                                                  |

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

※1フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定。

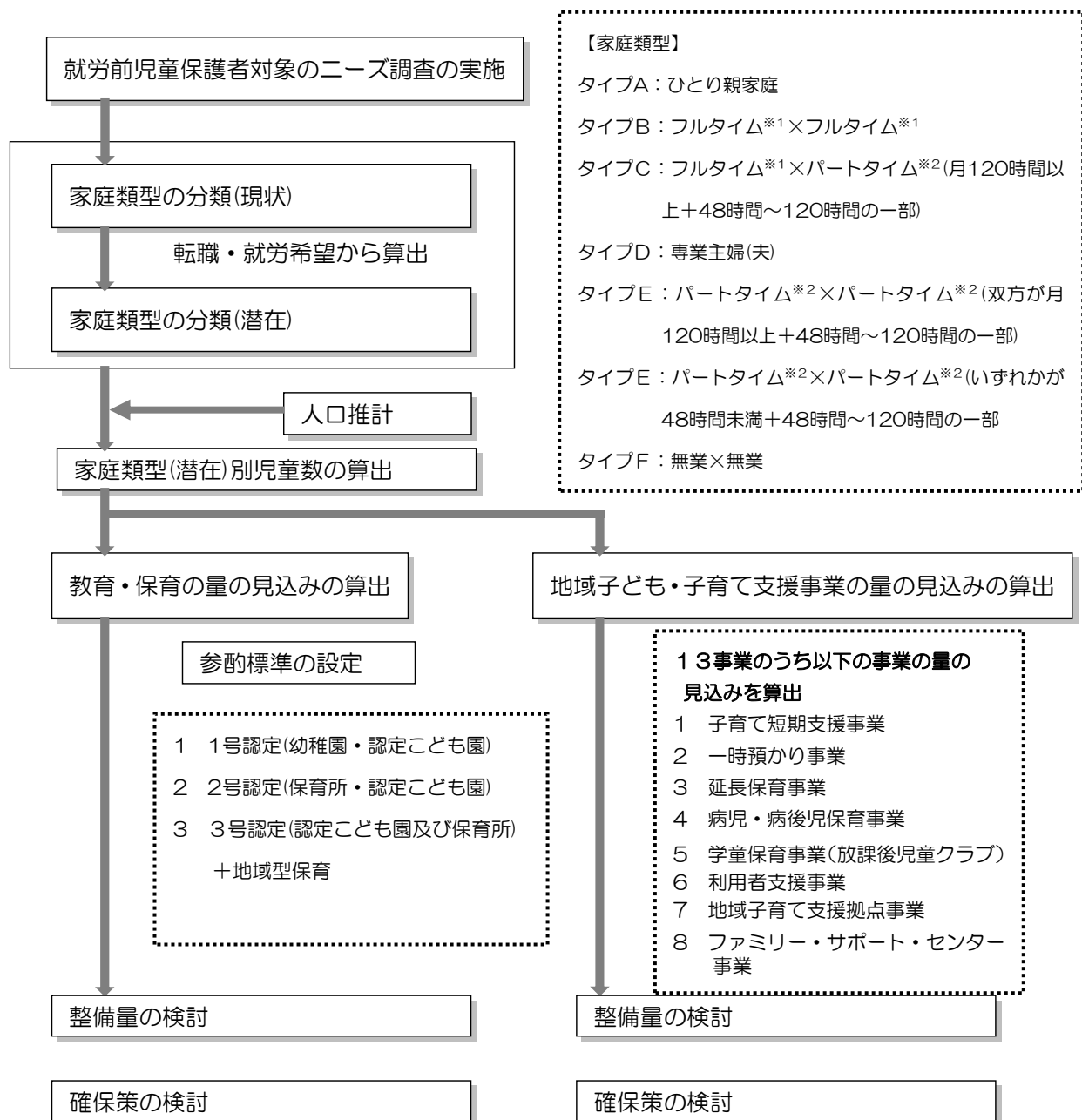
※2パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定。

## 4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の実情等を加味しながら、補正を行いました。

図表1-3-6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



※1フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定。

※2パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定。

## 5 きょういく ほいく ていきょうくいき 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

## 6 けいかくきかん 計画期間における児童人口推計 じどうじんこうすいけい

図表1-3-7 計画期間における年齢各歳別人口

| 年齢  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0歳  | 742      | 740      | 737      | 736      | 735      |
| 1歳  | 776      | 772      | 770      | 768      | 767      |
| 2歳  | 796      | 783      | 779      | 777      | 776      |
| 3歳  | 785      | 802      | 790      | 786      | 784      |
| 4歳  | 795      | 788      | 805      | 793      | 789      |
| 5歳  | 802      | 802      | 796      | 813      | 801      |
| 6歳  | 858      | 798      | 798      | 792      | 809      |
| 7歳  | 773      | 866      | 805      | 806      | 800      |
| 8歳  | 772      | 779      | 873      | 812      | 812      |
| 9歳  | 751      | 779      | 787      | 882      | 820      |
| 10歳 | 787      | 762      | 791      | 798      | 896      |
| 11歳 | 801      | 798      | 772      | 801      | 809      |

※住民基本台帳の平成 21 年度～平成 25 年度の人口をもとにコーホート変化率法を使用し、推計しています。



## 第2部 各論



### 第1章

#### 子ども・子育て支援の新たな取組





# 第1章 子ども・子育て支援の新たな取組

## 1 幼児期の教育・保育の提供

### (1) 施設型給付（法定給付）

#### 1) 幼稚園・認定こども園

【担当課：子育て支援課・教育総務課】

##### ①幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

##### ②認定こども園

幼稚園と認可保育所が併設し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

図表2-1-1 幼稚園等の年度別見込量と確保提供量(人) (年度末現在)

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①推計利用者  | 1,500 | 1,533 | 1,549 | 1,545 | 1,541 | 1,537 |
| ②確保提供量  | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 |
| 1号認定    | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 | 1,775 |
| 2号認定    |       |       |       |       |       |       |
| 差異(②-①) | 275   | 242   | 226   | 230   | 234   | 238   |

#### 【確保の方策】

##### (平成27年度～平成31年度)

平成31年度まで確保提供量が推計利用者を上回っていることから、新たな幼稚園の整備は行わず、預かり保育、教育内容の充実及び幼保連携型認定こども園への移行について市内の幼稚園を運営している法人と協議をしながら検討していきます。



## 2) 認可保育所（認定こども園）

【担当課：子育て支援課】

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設で、県の認可を受けたものです。

図表2-1-2 認可保育所等の年度別見込量と確保提供量（人）（4月1日現在）

|                     |               | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     |               | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①推計利用者              |               | 878   | 975   | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 1,183 |
| a                   | 2号認定          | 515   | 539   | 669   | 669   | 669   | 669   |
| b                   | 3号認定（0歳）      | 54    | 77    | 102   | 102   | 102   | 102   |
| c                   | 3号認定（1・2歳）    | 309   | 359   | 412   | 412   | 412   | 412   |
| ②確保提供量              |               | 995   | 1,070 | 1,070 | 1,183 | 1,183 | 1,183 |
| d                   | 2号認定          | 585   | 621   | 621   | 669   | 669   | 669   |
| e                   | 3号認定（0歳）      | 70    | 71    | 71    | 80    | 80    | 80    |
| f                   | 3号認定（1・2歳）    | 340   | 349   | 349   | 367   | 367   | 367   |
| g                   | 地域型保育事業（0歳）   | 0     | 6     | 6     | 22    | 22    | 22    |
| h                   | 地域型保育事業（1・2歳） | 0     | 23    | 23    | 45    | 45    | 45    |
| 差異（②－①）<br>（待機児童数）※ |               | 117   | 95    | ▲113  | 0     | 0     | 0     |

※差異については、▲表示が待機児童数を表しています。正数は、充足している状態を表しています。

※推計利用者及び確保提供量の人数の対象施設は、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業です。

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成28年度）

平成26年度に総定員数150人（2号認定：102人・3号認定0歳：6人・3号認定1・2歳：42人）の認可保育所2か所、定員70人（2号認定：49人・3号認定0歳：3人・3号認定1・2歳：18人）の幼保連携型認定こども園1か所を整備いたしました。

また、定員30人（3号認定0歳：6人・3号認定1・2歳：24人）の認可外保育施設を認可保育所に移行したため、平成27年度では、確保提供量が上回り充足している状況です。

平成28年度では2号認定48人（d-a）、3号認定（0歳）25人（(e+g)-b）、3号認定（1・2歳）40人（(f+h)-c）が増加することにより待機児童が113人発生する見込みとなっています。

そのため、平成27年度に幼保連携型認定こども園あるいは認可保育所を1か所、地域型保育事業で2か所の整備について市内の幼稚園・保育所等を運営する法人と協議しながら検討していきます。

(平成29～平成31年度)

平成29年度以降につきましては、量の見込みでは、推計利用者の増加はないものの平成28年度までの入所状況等を勘案しながら、幼保連携型認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業の整備について検討していきます。

また、耐用年数が経過した公立保育所については、入所児童の安全・安心を確保するためにも代替施設等が必要となっています。このため平成31年度までに市内の幼稚園・保育所等を運営する法人と協議しながら整備等について検討していきます。



### 3) 認定こども園

【担当課：子育て支援課】

幼稚園と認可保育所が併設し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

図表2-1-3 認定こども園の確保提供量（人）

（4月1日現在）

|            | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| 確保提供量      | 0     | 250   | 505   | 505   | 505   | 505   |
| 1号認定       | 0     | 180   | 360   | 360   | 360   | 360   |
| 2号認定       | 0     | 49    | 97    | 97    | 97    | 97    |
| 3号認定（0歳）   | 0     | 3     | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 3号認定（1・2歳） | 0     | 18    | 36    | 36    | 36    | 36    |

#### 【確保の方策】

##### （平成27年度～平成31年度）

平成26年度に幼保連携型認定こども園を整備しましたが、平成28年度では2号認定48人、3号認定（0歳）25人、3号認定（1・2歳）40人が増加する見込みのため、その確保策として平成27年度中に幼保連携型認定こども園（1か所）の整備について市内の幼稚園・保育所を運営している法人と協議をしながら検討していきます。

平成29年度以降については、推計利用者の増加はないものの平成28年度までの入所状況等を勘案しながら、幼保連携型認定こども園の整備について検討していきます。



**(2) 地域型保育給付（法定給付）****1) 小規模保育事業**

【担当課：子育て支援課】

市町村が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員 6～19 人のものです。

図表2-1-4 小規模保育施設の確保提供量（人）

（4月1日現在）

|            | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| 確保提供量      | 0     | 29    | 67    | 67    | 67    | 67    |
| 3号認定（0歳）   | 0     | 6     | 22    | 22    | 22    | 22    |
| 3号認定（1.2歳） | 0     | 23    | 45    | 45    | 45    | 45    |

**【確保の方策】****（平成27年度～平成31年度）**

平成 28 年度では 3 号認定(0 歳) 25 人、 3 号認定(1・2 歳) 40 人が増加する見込みのため、その確保策として平成 27 年度中に小規模保育事業 2 か所の整備について検討していきます。

平成 29 年度以降については、量の見込みでは、推計利用者の増加はないものの平成 28 年度までの入所状況等を勘案しながら、小規模保育事業の整備について検討していきます。

**2) 家庭的保育事業**

【担当課：子育て支援課】

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

**【確保の方策】****（平成27年度～平成31年度）**

平成 28 年度では、3 号認定(0 歳) 25 人、3 号認定(1・2 歳) 40 人が増加する見込みのため、その確保策として平成 27 年度中に小規模保育事業 2 か所の整備を検討していますが、「家庭的保育事業」の整備についても並行して検討していきます。

平成 29 年度以降についても入所児童の状況等を勘案しながら、家庭的保育事業の整備について検討していきます。

### 3) 事業所内保育事業

【担当課：子育て支援課】

事業所内でお子さんを預かるサービスです。

#### 【確保の方策】

(平成27年度～平成31年度)

平成 28 年度では、3 号認定(0 歳) 25 人、3 号認定(1・2 歳) 40 人が増加する見込みのため、その確保策として平成 27 年度中に小規模保育事業 2 か所の整備を検討していますが、「事業所内保育事業」の整備についても並行して検討していきます。

平成 29 年度以降についても入所児童の状況等を勘案しながら、事業所内保育事業の整備について検討していきます。

### 4) 居宅訪問型保育事業

【担当課：子育て支援課】

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

#### 【確保の方策】

(平成27年度～平成31年度)

平成 28 年度では、3 号認定(0 歳) 25 人、3 号認定(1・2 歳) 40 人が増加する見込みのため、その確保策として平成 27 年度中に小規模保育事業 2 か所の整備を検討していますが、「居宅訪問型保育事業」の実施についても並行して検討していきます。

平成 29 年度以降についても入所児童の状況等を勘案しながら、居宅訪問型保育事業の実施について検討していきます。



## 2 ちいきこ 地域子ども・こそだ しえんじぎょう 子育て支援事業の提供 ていきょう

### (1) 通所系事業

#### 1) 子育て短期支援事業

【担当課：子育て支援課】

保護者の方が入院などで一時的にお子さんの養育ができなくなったとき、お子さんを預かる事業です。

図表2-1-5 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量（か所）（4月1日現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| ②確保提供量  | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 差異（②－①） | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### 【確保の方策】

（平成27年度～平成31年度）

ニーズ調査の結果では、利用希望がありませんでしたが、法定事業となっていますので平成31年度までに、近隣市町の状況等を勘案しながら事業の実施に向けて検討していきます。



## 第2部 各論

### 2) 一時預かり事業（保育所）

【担当課：子育て支援課】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保育所等において一時的な保育を行うものです。

保育所では満1歳以上を対象とし、緊急保育<sup>※1</sup>・非定型保育<sup>※2</sup>・リフレッシュ保育<sup>※3</sup>の3事業を実施しています。

※1 緊急保育:保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により保育ができない時。

※2 非定型保育:保護者の労働、職業訓練、就労などにより保育できない時。

※3 リフレッシュ保育:そのほかの事由および私的な理由により保育できない時。

図表2-1-6 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供量（人日／年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 2,968 | 2,944 | 2,939 | 2,933 | 2,930 | 2,916 |
| ②確保提供量  | 2,968 | 2,944 | 2,939 | 2,933 | 2,930 | 2,916 |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### 【確保の方策】

##### （平成27年度～平成31年度）

一時預かりの充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

※平成26年度で一時預かり事業を実施している保育所は、八潮市立駅前保育所・けやきの森保育園やしお・八潮かえで保育園の3か所です。

平成27年度から新たに一時預かり事業の実施を予定している保育所等は3か所で既に実施している保育所を含めて合計6か所となります。



## 3) 一時預かり事業（幼稚園）

【担当課：子育て支援課】

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園ではお子さんの一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

図表2-1-7一時預かり事業（幼稚園）の年度別見込量と確保提供量（人日／年）（年度末現在）

|         | 現状     | 推 計    |        |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | H25年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31年度  |
| ①利用者推計  | 17,277 | 16,906 | 16,873 | 16,841 | 16,823 | 16,744 |
| ②確保提供量  | 17,277 | 16,906 | 16,873 | 16,841 | 16,823 | 16,744 |
| 差異（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

幼稚園における一時預かり事業は、パート勤務等の短時間勤務の保護者に対する支援として重要な事業です。

新制度では、一時預かり事業「幼稚園型」が新たに創設されていますので、新たな施設基準及び職員配置基準に基づき、幼稚園を運営している法人と協議をしながら、適切な運営ができるよう努めていきます。



## 4) 延長保育事業

【担当課：子育て支援課】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育所において、午後 6 時または午後 6 時 30 分までの時間外保育時間を超えて、最長で午後 7 時 30 分までの延長保育を実施しています。

図表2-1-8 延長保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日／年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 1,847 | 1,812 | 1,808 | 1,805 | 1,803 | 1,795 |
| ②確保提供量  | 1,847 | 1,812 | 1,808 | 1,805 | 1,803 | 1,795 |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

八潮市における通常保育時間は、午後 4 時 30 分(土曜日を除く)までですが、午後 6 時または午後 6 時 30 分までは、時間外保育として実施しています。

延長保育については、午後 6 時から午後 7 時まで実施している保育所・幼保連携型認定こども園は 7 か所（八潮市立南川崎保育所、八潮市立駅前保育所、八潮ひまわり保育園及び平成 27 年度から開園する保育園 3 園と幼保連携型認定こども園）午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで実施している保育所は 3 か所（やしお花桃保育園、けやきの森保育園やしお及び八潮かえで保育園）です。

実施児童数は、公立 1,174 人、私立 673 人、計 1,847 人の利用となっています。

希望する時間の延長保育を実施している保育所が居宅の近くになく、別の保育所を選択して保育を受けている状況です。

利用希望は年々増加傾向にあるため、現在、保育士の確保は困難な状況にあり、必要な保育士の確保が課題となっています。

現在 10 か所の保育所で延長保育を実施していますが、午後 6 時を超える延長保育のニーズがあることから、保護者の利用希望に沿った延長保育を身近な地域でサービスの提供が受けられるよう努めていきます。

## 5) 病児・病後児保育事業

【担当課：子育て支援課】

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情による家庭で保育できない時に一時的に保育する施設です。

図表2-1-9 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日／年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 24    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    |
| ②確保提供量  | 24    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

現在は、病後児保育を実施していませんが、平成24年度から病児・病後児など急な子どもの預かりを、希望する利用会員とお子さんのお預かりを行うサポート会員の相互援助活動として緊急サポート事業を「緊急サポートセンター埼玉」に委託して実施しています。

緊急サポート事業については、利用希望はあるものの利用者数が少ないことから、引き続き保育所内での案内や各種媒体への掲載等を通して、利用したい保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

また、病児・病後児保育事業については、平成31年度までに関係機関に併設した施設での開設など、利用者が安心して利用できるよう、関係機関と協議を続けていきます。



6) 学童保育事業（放課後児童クラブ）【小学校区】 【担当課：子育て支援課】

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかるものです。

図表2-1-10 放課後児童クラブ低学年の年度別見込量と確保提供量（人）（4月1日現在）

| 低学年         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計（低学年） | 462   | 410   | 412   | 414   | 398   | 396   |
| ②利用者推計（高学年） | 0     | 112   | 112   | 121   | 118   | 119   |
| ③利用者合計（①+②） | 462   | 522   | 524   | 535   | 516   | 515   |
| ④確保提供量      | 540   | 540   | 540   | 540   | 540   | 540   |
| 差異（④-③）     | 78    | 18    | 16    | 5     | 24    | 25    |

【確保の方策】

（平成27年度～平成31年度）

平成26年度では、10小学校区で公設公営を7か所、公設民営を3か所の合計10のクラブを開設し、462人の登録児童が利用しています。

主な課題としては、次の2点のほか、保育所から継続利用する場合のいわゆる「小1の壁」の縮小や解消が求められています。

①施設的环境向上

耐用年数が経過している施設や学校の敷地外に設置されている学童保育所について、児童の安全、安心を確保する必要があります。

②指導員スキルアップ

指導員の能力向上や組織的な指導育成体制の確立は恒常的な課題となっています。

クラブ間の交流を含めた、多様な研修機会の充実をはかる必要があります。

改善事項への対応を促進しつつ、今後も増加が見込まれる保育ニーズに対し、着実に適正規模の学童保育所の確保を図るとともに、利用人数等を踏まえ開所時間の延長等についても検討していきます。

また、平成31年度までは、確保提供量が上回っていますが、八潮駅周辺のインフラ整備の進行に伴い、駅周辺における学童保育所の需要も高まってくることが予想されるため、平成31年度までに駅周辺における学童保育所の整備について検討していきます。

さらに、学童保育所の運営の効率化や事業内容等の充実を図るため、民間活力を活かした事業運営について検討していきます。

## (2) 訪問系事業

### 1) 乳児家庭全戸訪問事業

【担当課：健康増進課】

「乳児家庭全戸訪問事業」は、平成21年4月に児童福祉法に位置づけられた子育て支援事業で、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育ての孤立化を防ぐことを目指しています。

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげています。

図表2-1-11乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人／年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 706   | 683   | 681   | 678   | 677   | 676   |
| ②確保提供量  | 706   | 683   | 681   | 678   | 677   | 676   |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### 【確保の方策】

#### （平成27年度～平成31年度）

八潮市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。身近に支援者がいない等の家庭でも安心して子育てができるよう、一定の研修を受講したこんにちは赤ちゃん訪問員や保健師、助産師が訪問しています。また、継続支援が必要な家庭には、保健師が電話や訪問等により支援を継続して行っています。

今後も生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の全数把握に努め、必要に応じて継続的な子育て支援を行います。



## 2) 養育支援訪問事業

【担当課：子育て支援課】

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、母親の妊娠・出産・育児期を始め、子どもの少年期までに適切な養育を支援する事業です。

図表2-1-12 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人／年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 113   | 109   | 109   | 108   | 108   | 108   |
| ②確保提供量  | 113   | 109   | 109   | 108   | 108   | 108   |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

八潮市では、児童福祉法に基づき八潮市要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を設置し、特定妊婦(出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦)、要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童)、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)の家庭の把握に努めています。その上で、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、関係機関が連携して訪問等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

今後も、要対協の関係機関を中心に、当該家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携して対応していきます。さらにその支援に関しては、養育支援訪問事業等の実施・活用することにより、当該家庭・児童あるいは妊産婦が安心、安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めます。

## (3) 相談支援

## 1) 利用者支援事業

【担当課：子育て支援課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

図表2-1-13 利用者支援事業の確保提供量（か所）

（4月1日現在）

|       | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| 確保提供量 |       | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

【確保の方策】

（平成27年度～平成31年度）

地域子育て支援拠点(子育てひろば)において、子育てコーディネーターを配置し教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行えるよう検討していきます。

《子育てコーディネーターとは》

子育ての悩み等の相談の受け付けや保育所・幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供や専門の機関への紹介などを行うための専門員（専門的な知識やノウハウを習得するための講習等を受講していただくことを想定しています。）



## 2) 地域子育て支援拠点事業

【担当課：子育て支援課】

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

図表2-1-14 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量（人回／月）（年度末現在）

|         | 現状     | 推 計    |        |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | H25年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31年度  |
| ①利用者推計  | 30,387 | 29,376 | 28,838 | 28,429 | 28,057 | 27,699 |
| ②確保提供量  | 30,387 | 29,376 | 28,838 | 28,429 | 28,057 | 27,699 |
| 差異（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

八潮市においても、核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増えています。親の子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。居宅より容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者をつながることのできる場所の必要性が高まっています。

現在、地域子育て支援拠点事業実施箇所は、子育てサロンを含めて6か所ですが、八潮駅周辺のインフラ整備の進行に伴い、子育て世帯が増加しており、八潮駅周辺における子育てひろばの設置についても検討していきます。

また、中学校区に1つの子育てひろばを開設しているため、開催時間の延長をするなどの事業内容の充実を図っていきます。

さらに、在宅子育てをして、地域へ踏み出すきっかけがつかめず、孤立していく家庭への支援をするため「ホームスタート」を実施することを検討していきます。

## 《ホームスタートとは》

未就学児のお子さんがある家庭にボランティアが訪問する、家庭訪問型子育て支援です。

訪問を希望する家庭に、週1回2時間程度、無償で訪問します。

滞在中は友人のように寄り添いながら「傾聴（話を聞く）」や「協働（一緒に何かをする）」などの活動を行い、親が心の安定を取り戻し、地域へ踏み出していききっかけづくりを支援します。



## (4) その他事業

## 1) ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子育て支援課】

乳幼児や小学生等児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。なお、依頼会員とは、小学6年生までの子を持つ親で、援助会員とは市内在住の20歳以上の者が対象となります。

図表2-1-15 ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供量（人回／年）  
（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 2,059 | 2,065 | 2,074 | 2,085 | 2,101 | 2,113 |
| ②確保提供量  | 2,059 | 2,065 | 2,074 | 2,085 | 2,101 | 2,113 |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 【確保の方策】

## （平成27年度～平成31年度）

平成16年度から、だいら児童館において事業を開始し、平成25年度中に438人の会員登録があります。社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりや食事の提供など、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされています。

平成22年度以降は活動件数2,000件前後で推移しています。しかし、依頼会員の増加に対して、援助会員の増加は少なく活動の多くが限られた援助会員に偏っている現状があります。また、援助を受けたくてもよく知らないために利用できていない市民もいる可能性があります。

今後は、子育て経験者や保育士OBなどの活用により援助会員の増加を目指します。

また、「広報やしお」や市のホームページなど様々な機会をとらえ市民への周知を図っていきます。



## 2) 妊婦健康診査事業

【担当課：健康増進課】

妊婦の健康の保持増進を図るため、公費による妊婦健康診査を実施することにより、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を行います。

図表2-1-16 妊婦健康診査事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）（年度末現在）

|         | 現状    | 推 計   |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | H25年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
| ①利用者推計  | 800   | 772   | 770   | 766   | 765   | 764   |
| ②確保提供量  | 800   | 772   | 770   | 766   | 765   | 764   |
| 差異（②－①） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 【確保の方策】

#### （平成27年度～平成31年度）

八潮市では、母子健康手帳の交付から、乳幼児の健康診査等、妊娠期から出産、育児までの一貫した健康管理、相談支援を行っています。

妊婦健康診査は、一人当たり14回まで、及びエイズ検査等を公費で助成し、妊婦や胎児の健康管理を目的に妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図っています。

また、委託医療機関以外で妊婦健康診査を受診した場合には、償還払いで対応し、誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整えています。

今後も母子健康手帳交付時に妊産健康診査助成券を交付し、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図ります。

また、委託医療機関以外で妊婦健康診査を受診した場合には、引き続き償還払いを行います。



3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【担当課：子育て支援課】

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として、市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

【確保の方策】

(平成27年度～平成31年度)

国の動向に応じ助成の実施について検討していきます。

4) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【担当課：子育て支援課】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や『子ども・子育て支援新制度』の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

(平成27年度～平成31年度)

現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

#### 【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

#### （１）目的

##### ①質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

##### ②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

##### ③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

#### （２）教育・保育の一体的な提供の推進

【担当課：子育て支援課・指導課】

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能については、幼稚園・保育所・小学校間の交流を幼稚園・保育所入所している5歳児について引き続き実施していくとともに、3・4歳児からの交流の実施についても検討していきながら、子育てに関する相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、幼保連携型認定こども園の整備について、検討していきます。

### (3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

【担当課：子育て支援課・指導課】

八潮市幼・保・小連携連絡協議会を中心に、幼稚園・保育所との連携による情報交換や行事等の交流を通して、小学校との円滑な接続を図っていきます。

関係課・関係機関と連携し、就学前に家庭で身に付けさせたい事項を提唱する「3つのめばえ」（県教育委員会作成）の周知・啓発を行っていきます。

## 4 <sup>さんご きゅうぎょうおよ</sup>産後の休業 <sup>いくじ きゅうぎょうご</sup>及び育児休業後 <sup>とくていきょういく</sup>における特定教育・ <sup>ほいく しせつとう えんかつ</sup>保育施設等 <sup>りょうかくほ</sup>の円滑な利用の確保

【担当課：子育て支援課】

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に努めます。

### (1) 現状と今後の方向性

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加する傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

## 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

### （１）児童虐待防止対策の充実

【担当課：子育て支援課】

八潮市においては、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応のため、児童福祉と母子保健の担当部局が連携を図り、妊娠、出産、育児期において、支援を必要とする家庭に対する支援の充実を図っています。また、児童相談所との情報共有を図り、困難なケースに対し、効果的な対応ができるよう、連携の強化を図っています。

#### ①関係機関との連携及び八潮市における相談体制の強化

児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応のためには、児童に関する地域の関係機関・団体が、情報を共有し、適切な連携のもと、対応していくことが必要です。このため、本市においては、市民、行政、地域団体などの関係機関・団体に構成する八潮市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待への対応に当たっています。

この八潮市要保護児童対策地域協議会は、本市における児童虐待への対応の中核的な機関であり、要保護児童対策の全般的な意見交換をはじめ、関係機関の情報共有に基づく個別のケース検討など、要保護児童の支援を行っています。

また、児童の養育や発達などに関する相談を充実することにより、児童虐待の発生予防や早期発見を図ることができることから、家庭児童相談や児童相談所による相談をはじめ、保健センター、保育所、子育てひろばなどで、多様な相談ニーズに応じた、様々な相談活動を実施し、充実に努めています。

#### ②発生予防、早期発見、早期対応等

各種健診や、家庭児童相談その他の相談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）などを通じて、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応に努めています。

また、要保護児童対策地域協議会において、児童福祉、母子保健の担当部局が適切に連携するとともに、医療機関等や民生委員・児童委員をはじめとする地域との連携体制を構築し、児童虐待の防止に努めています。

### ③社会的養護施策との連携

児童の健全育成や子育て支援の推進においては、児童養護施設や里親など、社会的養護施策との連携を図り、その専門性を活用するとともに、それぞれの機能が効果的に発揮されるよう、相互に支援や協力をしていく必要があります。

このため、児童相談所や婦人相談センター等の関係機関との連携を通じて、支援・協力体制の構築に努めます。

## （２）ひとり親家庭の自立支援の推進

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮をはじめ、各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して埼玉県が策定する自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策の四本柱として総合的な自立支援を推進します。

## （３）障がい児施策の充実等

【担当課：子育て支援課・障がい福祉課】

障がい児の支援には、障がいの早期発見の推進を図るため、乳幼児に対する健康診査の受診などの実施を推進することが必要です。

障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療の適切な提供も必要です。

一方、早期療育を推進するために、保健センターや医療機関、障がい児通所施設、学校等の保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、ライフステージごとの一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、保育所巡回支援などを通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）、学習障がい（LD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供してまいります。また、認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることが重要です。こうした共通理解を深めるために、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切に連携、相談を図れる体制を構築していきます。

## 6 ろうどうしゃ しよくぎょうせいかつ かていせいかつ りょうりつ 労働者の職業生活と家庭生活との両立がはかれるようにするために ひつよう こよう 必要な雇用 【担当課：子育て支援課】

環境の整備に関する施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### （１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### （２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### （３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

## 7 にんしん しゅっさん いくじ きめ ほけんたいさく 妊娠・出産・育児までの切れ目のない保健対策 【担当課：健康増進課】

少子化や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化が顕在化している中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の提供が必要です。

八潮市においては、妊娠期から支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、産前産後の不安定な時期の母親や、子どもを育てにくいと感じる親への支援を母子保健対策の重点課題としてとらえ、各事業間の連携強化及び各種の情報を活用し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。



## （１）安心して妊娠・出産できるための妊娠期からの相談支援の充実

妊娠届出時にアンケートと保健師による面接を実施し、支援が必要な家庭を早期に把握し、母子保健訪問指導・電話相談・来所相談等により妊娠期から乳幼児への切れ目のない相談支援の充実を図ります。

また、プレママサロンやパパママ学級により知識の普及を図るとともに母親の孤立化を防ぎ、安心して出産を迎え、子育てしていけるよう支援します。

## （２）母子保健訪問指導の推進

妊産婦や乳幼児の健康の保持増進や育児不安の軽減を図るため、未熟児、新生児・妊産婦及び乳幼児への保健師、助産師による家庭訪問を充実します。

### ①未熟児訪問指導

未熟児は生理的に発達が十分でなく、疾病にかかりやすいことやその特性から特別なケアが必要なことが多いため、保護者が育児不安や負担感を持ちやすいと言われています。

このような家庭へ保健師が訪問し、未熟児のすこやかな成長を支援するとともに保護者への相談支援を行います。

### ②新生児・妊産婦訪問指導

新生児期は、出生により胎児期とは変わった環境におかれ、自力で生命を維持するため、環境に順応する特別な保護が必要な時期です。

この時期は、特に育児不安を抱きやすいため、助産師や保健師が訪問し、必要な保健指導や相談を行うことにより、不安の軽減を図ります。

### ③母子保健訪問指導

核家族化や母親の孤立化により、育児不安を抱える母親が増加しています。

また、母親自身が疾病を抱えている場合もあり、乳幼児のいる家庭への継続的な相談支援の必要性が高まっています。

妊娠届出時に把握した支援の必要な家庭のみならず、乳幼児健診や乳幼児相談等の各種事業から、支援の必要な家庭を把握し、保健師が家庭訪問し必要な保健指導や相談を行うことにより、健康の保持増進を図るとともに、不安の軽減を図ります。

また、健康診査未受診者についても訪問し、状況把握をするとともに、児童虐待の予防、早期発見に努めます。

### （３）乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児の疾病や発達の遅れ等を早期に発見するとともに育児に関する相談を行い、乳幼児の健康の保持増進を図るため、４か月児、１０か月児、１歳６か月児、３歳児の健康診査や定期予防接種を実施します。

また、乳幼児相談をはじめ、保健師や栄養士による相談を来所や電話等で随時実施し、子育て支援することで乳幼児の健康づくりを推進します。

### （４）すこやか相談等の充実

発育や発達等が心配な乳幼児を対象に、小児発達専門医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職によるすこやか相談を実施し、病気や障がい等の早期発見、早期支援につなげるとともに、育てにくさを感じる親に寄り添いながら相談支援の充実に努めます。

## 8 <sup>こ</sup>子ども<sup>しゅうまつかつどうとう</sup>週末活動等<sup>しえん</sup>の支援

【担当課：子育て支援課・社会教育課】

### （１）やしお子ども週末活動（「やしお子ども土曜広場」）の推進

やしお子ども週末活動実行委員会を組織し、市内の小学校区において、週末等に小学校の施設を活用して、ＰＴＡ関係者や地域の方々の参画を得て、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また、放課後子ども教室として実施しているやしお子ども週末活動（やしお子ども土曜広場）と放課後児童健全育成事業の連携等についても検討していきます。





## 第2章

### 計画の推進体制



## 第2章 計画の推進体制

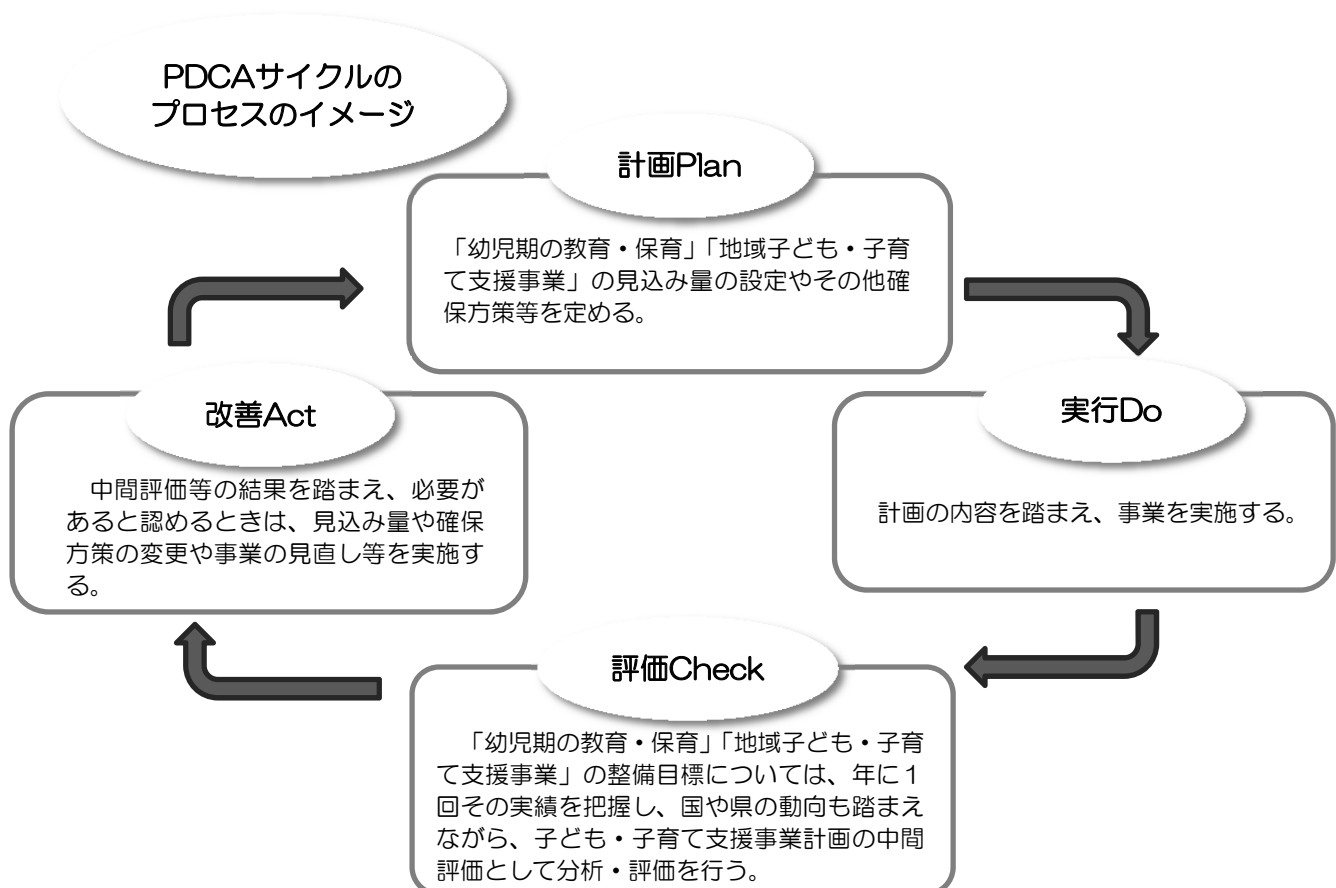
### 1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進をはかります。

また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

### 2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。







# 資料編





# 資料編

## 1 こども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

**2** 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

**3** 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

**第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### （基本指針）

**第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 2 ようごかいせつ 用語解説

### <あ行>

#### M字カーブ (P4)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

### <か行>

#### 学習障がい (LD) (P57)

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

#### 合計特殊出生率 (P4 P12)

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

#### 子ども・子育て関連3法 (P3 P4 P26)

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

#### 学童保育：放課後児童クラブ (P4 P20 P21 P28 P30 P46)

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

#### コーホート変化率法 (P31)

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

### <さ行>

#### 社会的養護 (P57)

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

#### 小1の壁 (P4 P46)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

#### 次世代育成支援対策推進法 (P4)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。

### **<た行>**

#### 特定教育・保育施設 (P28 P55 P69 P70)

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

#### 注意欠陥多動性障がい (P57)

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害である。

#### 男女共同参画 (P5)

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと

### **<な行>**

#### 認可保育所 (P21 P27 P28 P35 P36 P37 P38)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

#### 認定こども園 (P21 P26 P27 P28 P29 P30 P35 P36 P37 P38 P44 P54 P55 P57)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

**<は行>****パブリックコメント（意見公募手続）（P6）**

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

**パーミル（‰）（P12 P13）**

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）。

**P D C A サイクル（P63）**

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

**ファミリー・サポート・センター（P21 P28 P30 P51）**

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

**<や行>****要保護児童対策地域協議会（P48 P56）**

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される地域協議会

**<ら行>****ライフステージ（P57）**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

**<わ行>****ワーク・ライフ・バランス（P58）**

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしている。

### 3 やしおしこ八潮市子ども・こそだ子育て<sub>しえんしんぎかい</sub>支援審議会

#### (1) 諮問書

八潮子発第 1740 号  
平成26年 2月26日

八潮市子ども・子育て支援審議会  
委員長 高 木 徹 様

八潮市長 大 山 忍

八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

八潮市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年条例第38号）第1条及び第2条の規定に基づき、八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。



(2) 答申書

平成27年2月12日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市子ども・子育て支援審議会  
委員長 高 木 徹

「八潮市子ども・子育て支援事業計画」について（答申）

本市の子育て支援の向上を図るため、八潮市子ども・子育て支援事業計画について別添のとおり答申します。

なお、当審議会の意見、要望等は下記のとおりであり、計画の推進にあたってはこれらに十分配慮されるようお願いします。

記

- 1 子育て支援における主役は、子ども自身であり、子育てをする親です。  
「子どもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」共生の環境を地域が見守り、支援することにより安全・安心でいきいきと子どもを生み育てられると考えます。  
このようなことを踏まえ、計画の実現に向けて取り組んでください。
- 2 計画的に認定こども園や認可保育所等を整備し、待機児童対策に努めてください。
- 3 入所児童の安全・安心を確保するため耐用年数が経過した公立保育所の計画的な整備を図ってください。
- 4 児童が増加傾向にある八潮駅周辺における学童保育所の計画的な整備や放課後における子どもの健全な育成の充実を図ってください。
- 5 「妊娠・出産期から切れ目の無い支援」を図ってください。
- 6 利用者支援の体制を確立するため「子育てコーディネーター」の計画的な設置を図ってください。
- 7 子育て親子の不安や孤立感を軽減するため、八潮駅周辺における子育てひろばの計画的な整備を図ってください。

- 8 孤立した家庭や虐待防止のため、ホームスタート事業の計画的な事業実施を図ってください。
- 9 質の高い教育・保育の提供ができるような環境の整備を図ってください。
- 10 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校との積極的な連携を図ってください。
- 11 障がい、疾病、虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもの健やかな育ちの促進を図ってください。

(3) 八潮市子ども・子育て支援審議会条例

平成25年12月20日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八潮市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ・ 子どもの保護者
- ・ 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- ・ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・ 子ども・子育て支援に関する市内の公共的団体等を代表する者
- ・ 公募による市民

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年健全育成審議会の項の次に次のように加える。

## (4) 八潮市子ども・子育て支援審議会委員名簿

| No. | 条例による選出区分                               | 氏 名     | フリガナ      |
|-----|-----------------------------------------|---------|-----------|
| 1   | 子ども・子育て支援に関する<br>学識経験を有する者（2名）          | 高 木 徹   | タカギ トオル   |
| 2   |                                         | 松 元 徹 寿 | マツモト テツヒサ |
| 3   | 子どもの保護者（3名）                             | 田 中 美 絵 | タナカ ミエ    |
| 4   |                                         | 松 倉 里 美 | マツクラ サトミ  |
| 5   |                                         | 田 中 裕 一 | タナカ ユウイチ  |
| 6   | 子ども・子育て支援に関する<br>市内の公共団体等を代表する<br>者（2名） | 佐 藤 恵 子 | サトウ ケイコ   |
| 7   |                                         | 宇田川 光 輝 | ウダガワ コウキ  |
| 8   | 子ども・子育て支援に関する<br>事業に従事する者（3名）           | 小 澤 正 美 | オザワ マサミ   |
| 9   |                                         | 武ノ内 廣 子 | タケノウチ ヒロコ |
| 10  |                                         | 内 田 照 代 | ウチダ テルヨ   |
| 11  | 公募による市民（3名）                             | 上 田 潤 子 | ウエダ ジュンコ  |
| 12  |                                         | 黒 川 美 栄 | クロカワ ミエ   |
| 13  |                                         | 佐久間 純 子 | サクマ ジュンコ  |

## 4 <sup>やしおし</sup>八潮市<sup>ふくし</sup>ふれあい福祉<sup>すいしんほんぶ</sup>のまちづくり推進本部

### (1) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

平成10年12月7日

市長決裁

#### (設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、ふれあい福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、各部の部長、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある職員をもって充てる。

#### (ふれあい福祉推進責任者)

第4条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

#### (ふれあい福祉推進員)

第5条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。
- (2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

#### (専門部会)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

#### (会議)

第7条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、ふれあい福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(2) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部構成員名簿

| No. | 区 分   | 職 名              | 氏 名     |
|-----|-------|------------------|---------|
| 1   | 本 部 長 | 副市長              | 斎 藤 順 一 |
| 2   | 副本部長  | ふれあい福祉部長         | 遠 藤 忠 義 |
| 3   | 本 部 員 | まちづくり企画部長        | 宇田川 浩司  |
| 4   | 本 部 員 | まちづくり企画部理事（秘書担当） | 田 中 一 夫 |
| 5   | 本 部 員 | 税財政部長            | 秋 山 隆   |
| 6   | 本 部 員 | 健康スポーツ部長         | 戸 澤 章 人 |
| 7   | 本 部 員 | くらし安全部長          | 田 中 輝 雄 |
| 8   | 本 部 員 | 市民活力推進部長         | 村 上 誠 弥 |
| 9   | 本 部 員 | 建設部長             | 吉 野 公 一 |
| 10  | 本 部 員 | 都市デザイン部長         | 高 木 哲 男 |
| 11  | 本 部 員 | 会計管理者            | 小野寺 祐美  |
| 12  | 本 部 員 | 水道部長             | 成 嶋 豊 次 |
| 13  | 本 部 員 | 議会事務局長           | 田 中 勉   |
| 14  | 本 部 員 | 監査委員事務局長         | 中 村 豊 孝 |
| 15  | 本 部 員 | 教育総務部長           | 山 下 宏 久 |
| 16  | 本 部 員 | 学校教育部長           | 榎 本 隆   |
| 17  | 本 部 員 | 消防長              | 安 藤 一 明 |



## 5 やしおし 八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会

### (1) 八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会設置要領

#### (設置)

第1条 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第6条の規定に基づき、八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 専門部会は、別表1に示す事業計画（以下「事業計画」という。）について調査及び研究を行い、総合的な計画策定に関する事項を検討する。

#### (構成)

第3条 専門部会は、部会長、本部会長及び担当する計画の部会をもって組織する。

2 部会長はふれあい福祉部次長をもって充て、副部会長は、別表1に示す事業計画の所管課長とし、担当する計画の部会員は別表2のとおりとする。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

#### (関係者の協力)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の協力を要請することができる。

#### (任期)

第5条 専門部会の構成員の任期は、事業計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (報告)

第6条 専門部会の検討結果は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部の本部長に報告するものとする。

#### (庶務)

第7条 専門部会の庶務は、ふれあい福祉部社会福祉課において処理する。

附 則（平成26年5月13日本部長決裁）

この要領は、本部長の決裁のあった日から施行する。

別表 1

| 計 画 名 称                      | 所 管 課  |
|------------------------------|--------|
| 第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画     | 長寿介護課  |
| 八潮市子ども・子育て支援事業計画             | 子育て支援課 |
| 第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画 | 障がい福祉課 |

別表 2

| 職 名  |                     | 担当(出席)する計画 |     |     |
|------|---------------------|------------|-----|-----|
|      |                     | 長寿         | 子育て | 障がい |
| 部会長  | ふれあい福祉部次長兼社会福祉課長    | ○          | ○   | ○   |
| 副部会長 | 長寿介護課長              | ○          |     | ○   |
| 副部会長 | 子育て支援課長             |            | ○   | ○   |
| 副部会長 | 障がい福祉課長             | ○          | ○   | ○   |
| 部会員  | 政策担当主幹              | ○          | ○   | ○   |
|      | まちづくり企画部次長兼企画経営課長   | ○          | ○   | ○   |
|      | 財政課長                | ○          | ○   | ○   |
|      | 財政課主幹（アセットマネジメント担当） | ○          | ○   | ○   |
|      | 健康スポーツ部次長兼健康増進課長    | ○          | ○   | ○   |
|      | スポーツ振興課長            |            |     | ○   |
|      | 交通防災課長              |            |     | ○   |
|      | 市民活力推進部次長兼市民協働推進課長  | ○          | ○   | ○   |
|      | 営繕・住宅課長             | ○          | ○   | ○   |
|      | 都市デザイン課長            | ○          | ○   | ○   |
|      | 開発建築課長              | ○          | ○   | ○   |
|      | 教育総務課長              |            | ○   | ○   |
|      | 社会教育課長              |            |     | ○   |
|      | 指導課長兼小中一貫教育推進室長     |            | ○   | ○   |

※検討専門部会の開催については、3計画を同一日に開催する。

## 6 やしおしこども・こそだしえんじぎょうけいかくさくていけいい 八潮市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

| 年 月 日          | 事 項                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年<br>12月   | 八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施                                                                                          |
| 12月20日         | 八潮市子ども・子育て支援審議会条例制定                                                                                                |
| 平成26年<br>1月～3月 | 八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の集計・分析                                                                                      |
| 2月26日          | 平成25年度第1回八潮市子ども・子育て支援審議会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援審議会の運営について<br>◆ 子ども子育て支援制度の概要等について<br>◆ 今後のスケジュール等について                 |
| 5月 8日          | 第1回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催<br>◆ 計画の概要について<br>◆ 八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会設置要領（案）について<br>◆ 平成26年度ふれあい福祉部事業計画策定スケジュール（案）について |
| 5月20日          | 八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会設置要領制定                                                                                         |
| 5月21日          | 第1回八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会開催<br>◆ 計画の概要について<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について                                             |
| 5月29日          | 平成26年度第1回八潮市子ども・子育て支援審議会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業の量の見込みについて<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>◆ 今後のスケジュールについて           |
| 7月 2日          | 第2回八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画について<br>（計画の素案について）                                                 |
| 7月24日          | 平成26年度第2回八潮市子ども・子育て支援審議会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業の量の見込みについて<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について                              |
| 8月27日          | 第3回八潮市ふれあい福祉部事業計画検討専門部会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について                                                             |
| 9月 2日          | 第2回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について                                                              |

|                               |                                                                                                                             |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月25日                         | 平成26年度第3回八潮市子ども・子育て支援審議会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>◆ 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員について<br>◆ 新制度に関する条例について<br>◆ 今後のスケジュールについて |
| 11月 6日                        | 第3回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について                                                                       |
| 12月10日<br>~<br>平成27年<br>1月16日 | パブリックコメントの実施<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）について                                                                                   |
| 2月12日                         | 平成26年度第4回八潮市子ども・子育て支援審議会開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する答申（案）について<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画概要（案）について                             |
| 2月19日                         | 第4回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催<br>◆ 八潮市子ども・子育て支援事業計画（最終計画案）について                                                                   |
| 3月 6日                         | 計画（案）県協議・県回答                                                                                                                |
| 3月25日                         | 計画決定（市長決済）                                                                                                                  |



## 八潮市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 八潮市ふれあい福祉部子育て支援課

住 所 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048-996-2111 FAX 048-999-8105





**八潮市**  
**子ども・子育て支援事業計画**